

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(11 月 29 日)
(第 10 号)

第 10 号
11 月 29 日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第10号

平成23年11月29日（火曜日）

議事日程（第10号）

平成23年11月29日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市
20	番	村 林	聰 人
21	番	小 林	正 介
22	番	奥 野	英 洋
23	番	中 川	康 広
24	番	今 井	智 宜
25	番	藤 田	健 三
26	番	後 藤	健 一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹 井	健 司
29	番	稲 垣	昭 義
30	番	北 川	裕 之
31	番	館	直 人
32	番	服 部	富 男
33	番	津 田	健 児
34	番	中 嶋	年 規
35	番	竹 上	真 人
36	番	青 木	謙 順

37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

丹 保 健 一
真 伏 秀 樹

西 本 健 郎
斉 藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 楠井 嘉行
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員長 浅尾 光弘

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月28日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 7	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
4 8	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
5 7	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年11月28日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

質 問

議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。13番 長田隆尚議員。

〔13番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

13番（長田隆尚） おはようございます。亀山市選出、新政みえの長田隆尚でございます。

いよいよ明後日は12月となりまして、10大ニュース等が発表される時期になってまいりました。

三重県にとっては、今年の大きなニュースは何だったかなというふうに考えておりますと、一つにはやはり鈴木新知事の誕生ということもあったのかもわかりませんが、3月11日の東日本大震災に伴う津波被害と、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、暫定規制値を超える放射性セシウムを含

む牛肉の流通が問題となったことに伴いました、三重県の牛肉の全頭検査、そして、7月の台風6号、あるいは9月の台風12号、台風15号の大雨による被害と、災害にかかわる出来事が多かった年ではなかったかなと思っております。

そんな中、議会改革諮問会議の最終答申に、市町議会との交流、連携という点が掲げられたこともあり、本年、防災農水商工常任委員会では、大紀町議会と防災対策等について、意見交換をさせていただきました。

その中で、津波対策にかかわる防波堤の整備の問題、河川はらんに関する予防対策等についての議論をさせていただきましたが、やはりその中で出てまいりましたのは、本来の災害を防ぐ意味での山の管理の問題、森林の整備、治山対策についての御意見もたくさんいただきました。

また、先日の答志島における、みえ現場で県議会でも、台風時の流木対策について、河川から流れてくる流木を減らしてほしいというような意見をいただき、突き詰まるところはやはり森林の整備あるいは治山対策かなという感を持ちました。

そこで、まず、今回は、森林の整備と治山対策についてお伺いしたいと思います。

三重県では、三重の森林づくり条例の規定に基づき、平成18年3月に三重の森林づくり基本計画が策定されました。現在、策定後5年を経過し、地球温暖化防止や山地災害の防止などの森林の多面的機能への社会的要請が高まる中で、多様な森林づくりに向け改定作業が進められていますが、これによりますと、三重県の森林面積は37万ヘクタールあり、その中で、国有林が2万ヘクタール、民有林が35万ヘクタールとのことです。そして、その民有林は大きく分けて、原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林である環境林、そして、公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林である生産林に分類され、それぞれ20万ヘクタールと15万ヘクタールあるとのことでした。

森林の整備方針につきましては、現在の改定案によると、環境林について

は、針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進め、生産林については、持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら間伐等の必要な森林整備を進め、将来にわたり安定的な森林資源を育成確保するため、適切な伐採や伐採後の確実な再造林を通じて森林の林齢構成の平準化を進めるとあります。

また、（冊子を示す）このみえ県民力ビジョン行動計画（仮称）最終案でございますが、これでは、林業の振興と森林づくりという施策の現状と課題の中で、手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林においては、山崩れの防止や生物の多様性など森林のもつ公益的機能が低下しているため、間伐等の手入れが必要である、森林資源は利用の段階を迎えているが、その多くが活用されていないため、間伐材を搬出し、利用することが求められているとの認識が示され、変革の視点で、これまで林内に放置していた間伐木の利用を進めますとあります。

そして、主な取組方向として、環境林については、所有者の意向や現地の状況調査などにより整備手法の見直しを行うとともに、放置された里山や竹林の整備を進める、生産林については、品質や性能の明確な製材品の生産拡大、大消費地等での販路開拓や公共建築物への利用促進等により、県産材の需要拡大を図るとともに、合板や、発電・熱利用への木質バイオマスの利用など新たな用途での需要拡大に取り組むとあり、平成27年度末での到達目標として、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいますとあります。

そこで、まず、その手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林がどれくらいあり、この4年間でそのうちのどれくらい整備を進めるのか、そして、100%達成しようと思うと何年ぐらいかかるのか、生産林、環境林に分けてお伺いします。

また、既に手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林を解消するとともに、一方で、新たな手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林を生み出さないことも必要ですが、これについてはどのような対策を進めてい

くのかもあわせてお伺いしたいと思います。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 手入れの不足した森林、あるいは放置された里山や竹林がどのような状況になって、どう取り組んでいくのかということですが、まず、森林につきましてでございますが、森林は、樹木の種類、樹種と申しますが、これや、林齢、すなわち樹木の年齢でございますが、そうしたものの、それから地理条件により成長の速度が違うなど、様々でございます。

一様に判断することは難しいのですが、手入れの不足した森林につきましては、人工林における間伐の実施状況によりまして未整備森林を把握しているところでございます。

平成8年度から22年度の15年間の間伐実績をもとに、この未整備森林を生産林、環境林別に推定いたしますと、生産林では15万ヘクタールのうち6万5000ヘクタールで、環境林、これは人工林が7万ヘクタールなんですが、4万3000ヘクタールの、合計10万8000ヘクタールが未整備林となっております。

生産林、木材生産を目的とするということですが、ここにおきましては、今後4年間に2万3000ヘクタール、ちょうど未整備森林の35%の間伐を見込んでおります。

国の森林・林業再生プランでは、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化などを軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制の構築を目指しているところでございます。

県といたしましても、このプランを実現することで林業の再生を果たし、手入れ不足の森林を生み出さないようにしていきたいと考えております。

一方、環境林、林道から離れて経済的に林業経営が難しいということですが、ここの環境林におきましては、森林環境創造事業によりまして、20年間に2回程度の強度な間伐を行いまして、自然の力により長期間手入れが不要となる森林づくりを進めているところでございます。今後4年間で1

万3000ヘクタールの間伐を見込んでおりますが、このままのペースで推移していきますと、2 回程度の間伐すべてが完了するまでに30年程度を要することとなります。

里山や竹林の放置ということでございますが、里山や竹林は、かつて日常生活や農業に必要な資材などを得るために地域の住民の方々が活用していた森林でございまして、県土の約2割を占めております。これらの森林では、人とのかかわりを通じて、地域特有の景観、あるいは生物多様性に富んだ自然が維持されてきたところでございます。

しかしながら、社会経済の変化から人の手が入らず、生態系や生物多様性に変化が生じてきております。特に竹林につきましては、農地や森林などへの竹の進入が問題となったことから、平成21年度からバンブーバスターズ事業で緊急に整備、約100ヘクタールでございますが、これを行っているところでございます。

今後は、保全の観点だけでなく、それぞれの地域に応じた里山や竹林の利用を図り、自然との関係を再生することで住民やNPO等が連携した自発的な整備につながる方策を講じていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 今の答弁をお聞きしておりますと、平成27年度末までに生産林については約2万3000ヘクタール、そして、環境林については約1万3000ヘクタール整備を進め、それぞれ全体を整備するのに約10年ないし約30年かかるということでした。

ただ、今の答弁を聞いておりますと、新たな間伐材の搬出については余り言及がなかったような気がしましたが、既に放置されている間伐材についてはどうするのでしょうか。

今、ここにこの写真がございまして、（パネルを示す）この写真は7月の台風6号のときの写真でございまして、これを見ていただきますとわかりますように、間伐材が土砂とともに流失してきておりまして、この写真ではネ

ットフェンスのところにとまっています。

ここに流れていくところがあるんですが、それを拡大したものがこちらになります。

こちらを見ていただきますと、（パネルを示す）一部の排水路がふさいでおるような状況でございます。実はこの下流の河川では、放置された間伐材だけが原因ではありませんけれども、流木によって橋が流されてしまいました。

そこで、既に林内に放置されている間伐材については今後どうしていくのか、再度よろしくお願いいたしたいと思います。

環境森林部長（辰己清和） 林内に放置されている間伐材ということでございますが、本県では現在、年間約9000ヘクタールの間伐を行ってきております。

植栽当時は間伐材を木材収入として見込んできましたが、木材価格の低下や搬出コストが高いことから採算が合わず、現在では約90%が林内に残されているという状況でございます。

平成22年度から大台町内の森林をモデルに、未利用森林資源の研究をしておりますが、その一環として、林内に残された間伐木の木質バイオマスなど、新たな利用につきましても、伐採後の経過年数に応じた燃料利用の可能性あるいは搬出コスト等を調査、研究しております、その結果を踏まえ、林内に残された間伐木の有効な活用を検討していくこととしております。

また、台風12号では、流木、流れ木でございますが、これが河川のはんらんや落橋の一因となっていることから、熊野市の井戸川流域の森林を対象に河川への間伐木の流出状況等を調査いたしまして、今後の間伐施業のあり方について検討していくこととしております。

間伐材の搬出には路網整備が不可欠でございまして、整備に多額の経費が必要なることから、他の方策も講じていきたいというふうに考えておりますが、やむを得ず間伐材を林内に残す場合は、調査結果を踏まえた適正な施業方法につきましても、林業事業者等、森林組合等でございまして、ここに普及啓発

していきたいと考えております。

さらに、山地崩壊、山崩れ等が発生した溪流には治山ダムを設置しておるところでございますが、下流への流木の流出を防止するため、治山ダム上部の流水部分に鋼管をくし状に配置いたしました、スリットダムと我々呼んでおるんですが、そういうものを適切に設置していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 今の答弁を聞いておりますと、どちらかといえば先ほどの、（冊子を示す）この中の変革の視点でございますが、そこでは、これまで林内に放置していた間伐木の利用を進めますというのは、今後は間伐材を放置しない的な発想があるような感じで考えられますが、（冊子を示す）この中の変革の視点の中で、森林づくりのための税の検討という言葉があります。森林環境税のようなものかと思えますけれども、今後これについて考えていく中で、その税を活用して、今まで手のつけられなかった、既に林内に放置されている間伐材についても撤去していくことができないのか、こちらのほうは知事にお伺いします。

知事（鈴木英敬） 森林づくりのための税を活用して、林内に放置された間伐木の撤去ということですが、今回の台風12号で山腹崩壊によって流木で橋梁が破壊されたり、あるいは下流域に被害が大きく発生した、こういうのを目の当たりにしまして、やはり災害に強い森林づくり、あるいは流木の対策というものをやっていかなければならないというのは改めて強く感じたところであります。

そういう意味で、社会全体で災害に強い森林づくり、これを進めていくための財源となる税の導入について改めて検討を行っていく必要があるというふうに考え、今会議でそのための新たな取組についてお諮りをしたいと考えておりますが、しかし、一方で、厳しい経済情勢の中でもありますので、その中で新たな負担を求めるものでありますから、それが何に使われるのかとい

うことをあらかじめしっかり明示していかなければならないというふうに思っております。

そういう意味で、御提言がありました、林内に放置された間伐木の処理、これも税の用途としてどうなのかと、それについても幅広い皆さんからの意見を伺いながら検討を進めていきたいと、そんなふうに考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） それでは、手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林が増えることのないような形で努めていただくことを要望しまして、こちらの項は終わらせていただきたいと思います。

今、森林づくりについてお伺いしましたが、森林が整備されてくれば必然的に、土砂災害、洪水等は軽減されてくると思いますが、森林づくりだけでは自然災害が当然なくなるわけではございません。そこで、次に、減災の観点から、治山・治水対策についてお伺いします。

同じく、このみえ県民カビジョン行動計画（仮称）最終案では、治山・治水・海岸保全の推進で、その現状と課題の中で、局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められる、堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められる、これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められているという認識が示されておりまして、変革の視点の中に、県内で甚大な被害をもたらした平成16年と本年の土砂災害・風水害対策に係る課題を踏まえ、災害防止のための施設設備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点から、被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めるとあります。

そして、その取組方向の中で、河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備な

どのハード対策については、緊急に必要となるものを重点化、効率化を図る、また、ソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めるとともに、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行いますとあります。

そこで、河川の適切な維持管理という意味で堆積土砂対策についてお伺いさせていただきますが、堆積土砂につきましては、平成21年の一般質問でお伺いしたところ、平成20年度の調査で、約220カ所、220万立方メートルであり、年間約1割の22万立方メートルほどを撤去しているということでした。

当然、手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林から流入がありますので、撤去して減らしてもまた増える分がありますが、まず、現在この堆積土砂がどのような方法でどれくらい撤去され、そしてどれくらい残っているのかについてお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 河川の堆積土砂対策についてお答えいたします。

堆積土砂対策については、一つとして県の事業として行う方法と、二つ目として砂利採取を活用する方法の二つの方法がございます。現場状況に応じて、この二つを使い分けて対応しております。

このうち県の事業としましては二つございまして、河川の維持管理により行う方法と、河川の改修工事にあわせて行う方法がございます。

堆積土砂対策の実績といたしましては、平成20年度から22年度までの3カ年で約70万立方メートルの土砂撤去を行いました。

一方、この3年間で新たに台風等により約30万立方メートルの土砂堆積が増えていると把握しております。結果、県内の河川には平成22年度末で約210カ所、約180万立方メートルの堆積土砂があるというふうに認識しております。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 平成20年から3年間で約70万立方メートル撤去したが、自然増加が約30万立方メートルあり、大体平成22年度末で約210カ所、180万立方メートルであろうということでした。

平成22年度末といいますと今年の台風による土砂の流出分が加味されていないと思いますが、今年の台風についてはまず調査しているのでしょうか。

また、今の答弁では、河川の堆積土砂の撤去については事業として行う方法と砂利採取を活用する方法があり、事業として行う方法には河川の維持管理による方法と河川の改修工事による方法とがあるとのことでした。

県の活動指標に平成27年度末の撤去すべき堆積土砂の目標量というのはございませんけれども、こちらについては、今後どのくらいを撤去し、どれくらいの量を目標としているのかを次にお伺いしたいと思います。

県土整備部長（北川貴志） 紀伊半島大水害をはじめとする台風等によりまして、新たに大量の土砂堆積が発生しております。その量は、総量で約60万立方メートルと推計しております。今年度、緊急に撤去を要する土砂につきましては、災害復旧事業等も活用しまして、約20万立方メートルの堆積土砂撤去を行う予定でございます。

それと、今年度当初から予定しておりました25万立方メートルと、先ほどの20万立方メートルを合わせますと、今年度は45万立方メートルの撤去を行う予定でございます。

今年度末におきましては、差し引き約195万立方メートルの堆積土砂が残るというふうに考えており、この撤去が必要と考えております。

一方で、残土処分地の確保の課題でありますとか、今後また新たな大雨等によりまして土砂堆積が発生するといった要因もございますので、年度ごとに明確な目標数値をお示しするのは難しいかと思いますが、平成24年度、来年度予算におきましてもできる限り予算確保に努めまして、土砂撤去に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 撤去目標は指標として設定していないけれども、予算が確定次第頑張っていきたいということでございましたが、先ほどのこのみえ県民カビジョンの中に、（冊子を示す）今年の場合は、選択・集中プログラムというのがございまして、その中に、緊急課題解決プロジェクトのトップで、命を守る緊急減災プロジェクトの実践取組5「『自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題』を解決するために」の中で、治水上支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去に取り組みますとあります。

そこで、知事のほうにお伺いしますけれども、この緊急課題解決プロジェクトの中で、もう少し重点的に土砂撤去についてやっていく認識がございすのかどうか、お伺いしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 議員御指摘のとおり、河川の堆積した土砂の撤去というのは減災という観点から非常に有効な手段であると思いますし、次の災害を防止するという観点からも緊急かつ重要な課題だというふうに認識しておりますので、御指摘のとおり、選択・集中プログラムの中でしっかり位置づけて、堆積土砂撤去という言葉も明記をした上で、県民の皆さんに安全、そして安心に暮らしていただけるように着実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

そんな中、河川といいますと、当然皆さん御存じのように、下流のほうは国が管理しておって、中流が県で上流が市ということもございすけれども、この河川の管理につきまして、国、県、市町、その三つの中でどのように連携をとってどのようにしていくのかについて次にお伺いしたいと思います。

県土整備部長（北川貴志） 河川はその規模とか重要度に応じまして、下流から国、県、上流部に行きますと市町がそれぞれの区間を管理しております。

洪水の被害から流域内の住民の生命、財産を守るためには、各管理者が相互に連携し、上下流のバランスにも配慮して、一連の河川として、その整備、

あるいは維持管理を行う必要があると考えております。

そういうことから、毎年国と事業連絡調整会議等を開催するなどしまして情報共有に努めているところであります。今後も河川の整備、維持管理における国、県、市町の連携強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） それでは、ぜひとも、河川についてはいろんな箇所が担当しておりますので、そういうような整備方針を進めていただきたいと思えます。

実は同じようなところで、警察のほうで昨年一つのプロジェクトを発表いただきました。三重県事故ゼロプラン、事故危険区間重点解消作戦というものです。これも、国土交通省と三重県警察本部が一緒のような形の中でこういうプランをつくっていただいています。

河川土砂におきましても連携していただくのは当然のことでございますけれども、例えば堆積土砂重点解消プランというようなものでも策定いただきまして、ぜひとも県民の目線に見えるような形でそちらのほうの方向性を示していただきたいと思えます。

一方、治山・治水・海岸保全の推進の中に、県の活動指標としまして、土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合という土砂災害保全率というのがあります。この土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流、土石流はんらん域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所、県民に予想される自然災害のシステムとして三重県土砂災害情報提供システムがあり、これがそのシステムの中のマップでございますけれども、（パネルを示す）このように広く県民のほうに周知されております。

何色がどこかということもこの横に書いてあるわけでございますけれども、一方で、もう一つの指標としまして、山地災害危険地区が存在する集落周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合という山地災害保全率という指標がありますが、こちらのほうについては、

まず、何カ所ぐらいあり、そこに対してどういう対策がされているのか、お伺いしたいと思います。

それとともに、先ほどの土砂災害危険箇所につきましても、何カ所ぐらいあり、そちらについても何カ所ぐらいどのような対策がされているのかについてもあわせてお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 土砂災害危険箇所についてお答えいたします。

土砂災害危険箇所については、県内に約1万6000カ所ほどございます。県ホームページに公開しております。

内訳でございますが、土石流危険渓流と土石流はんらん域というのは同数でありまして5648渓流、地すべり危険箇所が87カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が1万473カ所ございます。

これらにつきましては、それぞれ採択基準等ございますが、ハード対策等しております。具体的には、土石流危険渓流に対しては砂防事業、砂防堰堤等、また、地すべり危険箇所については地すべり対策事業でボーリング工等、急傾斜地崩壊危険箇所については急傾斜地崩壊対策事業によって擁壁等の整備もしております。

また、ソフト対策としまして、土砂災害警戒情報等、气象台と共同で市町単位で情報提供しておるといった状況でございます。

それぞれ、ハード、ソフト、両対策をしっかりとっていきたく思っております。

以上です。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうからは山地災害危険地区でございます。

山腹崩壊、地すべり及び土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区の災害の未然防止を図るため、県が山地災害危険地区を指定しております。

平成23年3月末で3882地区ございまして、これらの地区は三つに区分しております。山腹崩壊危険地区1943地区、それから、地すべり危険地区13地

区、三つ目の崩壊土砂流出危険地区が1926地区、これらを指定しておるところでございます。

山地災害危険地区対策は、平成23年度の治山事業により95カ所で工事を実施することとしておりまして、新たに保全される集落が八つ増えるわけですが、来年度からのみえ県民力ビジョンの4年間では進度を上げていきたいというふうに考えております。

今後の危険地区対策につきましては、地すべり危険地区の対策は完了しておりますが、山腹崩壊地区では土どめ工の擁壁工を、それから、崩壊土砂流出危険地区では谷どめ工等の治山ダム工事を中心に、関係市町と調整の上、緊急性の高い箇所から順次実施していきます。

それから、住民への周知ということでございますが、山地災害危険地区を三重県地域防災計画や、あるいは市町の防災計画に登載しておりまして、各市町に対し指定位置図等の情報を提供し、市町を通じて住民に周知できるようにしておるところでございます。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 山地災害危険地区につきましては、既に市町には示しているけれども、広く県民にはまだ公表されていないということでした。

先ほど、（パネルを示す）このような三重県土砂災害情報システムというのを示させていただきましたけれども、県民からしますと、すべての箇所はどこが管轄しておるか関係ございません。

そんな中で、例えば地すべりのことについて申し上げますと、地すべり等防止法に基づきまして、砂防法、森林法、土地改良法を所管する主務大臣によりそれぞれ指定されています。

今の県土整備部のものは砂防法、そして、環境森林部のものは森林法に基づくもので、そのほかに、農水商工部に土地改良法に基づく地すべり危険区域というのがあります。

この三つの法によりまして、地すべり危険区域、防止区域は、県民から見

と同じ地すべりということになってまいりますので、ぜひともそのような形の中で、一つのシステムの中で、県民から見てわかりやすいようなシステムを構築いただきますことをお願いしまして、この項は終わらせていただきたいと思ひます。

続きまして、土地の計画的な利用の促進についてお伺ひします。

5月1日の読売新聞に、地籍調査が東海3県では8%から14%、全国平均を下回っているという記事がございました。そんな中で、地籍調査の終わっていない地域では、災害などが起きた場合、復興作業に支障が出るケースもあり、専門家は、国土をだれがどれだけ所有しているか、行政が把握していないのは危機的だ、災害への備えとしても早急な調査が必要だと指摘されております。

また、この原因については、国土交通省は、土地所有者の立ち会いや合意が必要で、時間や手間がかかるためとし、自治体によって差があるのは、農業が盛んな地域では土地改良工事の際に面積や境界が明確になるので進展しているが、最も大きな要因は市町村の姿勢、調査のための財源や職員を充てているかどうかだとしておりました。

こんな中で、この表が全国における今三重県の表でございますけれども、(パネルを示す)京都府、大阪府と三重県だけが1けたという状況になっております。

いろんな地籍調査が進まない要因はあると思ひますけれども、今、三重県としまして、その辺のところについてどうお考えなのか、そして、それについて、今後、三重県が市に対していろんな補助をすゝるかサポートをしていくわけでございますけれども、どのようなサポートをしていくのかについてお伺ひしたいと思ひます。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長(小林清人) 地籍調査についてお答えいたします。

先ほどのグラフを見るたびに担当部長として責任を痛感しているところですが、地籍調査は市町が事業主体となって取り組んでいますが、三重県の進

抄率というのは8.21%でございます。全国平均が49%ということで、極めて低い状況にあります。

まず、地籍調査が進まなかった要因でございますが、一つには、最近ですが、市町の財政状況や必要人員の確保、こういうものを、市町のほうに参りますとそういうお話をよく伺います。

ただ、もっと過去に上っていきますと、過去に実施されました土地改良事業や土地区画整理事業、これは三重県は結構早くやっております、その測量成果というのが今の地籍調査の精度を有していないために、これが進捗実績面積に加算されていないという問題がございます。それは約6.6%ぐらいありまして、そういう面積が加味されれば14.8%まで行くという形でございます。

それから、もう一つは、国土調査法というのが昭和26年度に制定されているんですが、他県に比べて事業への本格的な取組が遅かったという形があります。昭和30年代に始めていただいているところは、旧でございますが、鈴鹿市、小俣町、磯部町、上野市と、この四つしかなかったという形です。ちなみに小俣町は、その30年代から始めて、もう99%以上やっているという形でございますので、そういう意味では、県が一生懸命、市町の方々に働きかけが悪かったという形かと思えます。

これを推進するためには、まずは、休止や未実施となっている市町に対して、今、一生懸命働きかけを行っております、平成20年度には実施していただいている市町が18でしたが、今現在23市町となっております。これを29市町全部やっていただくような形に持っていきたいと思っております。

それから、あとは、国の補助事業の県負担、これは、国2分の1、県4分の1、市町4分の1という形でございますので、そういう県負担に加えて、調査着手前の業務でその補助事業の対象にならないような部分についても補助を行ったり、それから、緊急雇用創出事業で市町へ人を派遣したりとか、そういう支援も行ってあります。

いろんな制度、それから単独でやることも活用しながら、市町と連携した

上、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 今の答弁の中で、市町からの補助金の要望が増えるようにいろいろ努力していただいているというようなことがございました。

それとともに、この地籍調査費が、国の補助が2分の1で県の補助が4分の1、そして、実際に市町が負担するのは4分の1ですけれども、補助金の中で使いにくい項目があるということでもございました。

今、地籍調査を実施する市町職員の不足の解消ということがございましたけれども、実はこの補助金が、実際に地籍調査を実施する市町職員の費用には充当できないという規定がある中で、難しいということも聞きます。

税金の滞納対策としまして、個人住民税特別滞納班というのをつくって、その結果として滞納額が減ったということも聞いておりますけれども、県として、例えばこのような特別なプロジェクトチームをつくってでも地籍調査面積を増やしていきたいという姿勢なのか、あるいは、市町への支援として、国土交通省のほうで市町村からの要望に応じて地籍アドバイザーを派遣するという、地籍アドバイザー派遣という制度がございますけれども、県としてもこのような制度を設けるつもりはあるのかどうかについて、あわせて伺いしたいと思います。

政策部長（小林清人） 地籍調査を進めるためのプロジェクトチームというものの考え、それから、地籍アドバイザーという国の制度がありますけれども、これはいろんな市町に入り込んでいろいろ御相談に乗っていただけるという制度でございますが、そういうものに対して県として取り組むかどうかという形でございますが、まず、プロジェクトチームのほうですが、プロジェクトチームというものではないんですが、今年度から県庁各部の横断的な連携を強めるという形の部分で、公共事業部局の県土整備部、農水商工部等に入らせていただきまして、三重県地籍調査推進会議というのを設けまして、実は公共事業なんかをやったときに、結構今は精度の高い測量をやっていた

だいているんですが、それを最後に法務局のほうに持っていかないと地籍調査の成果にしないというような形もございますので、そういうものもきっちりやっていきたい、そういう形で横断的な組織に取り組んでいるところでございます。

また、地籍アドバイザーにつきましては、全国で39名という形ですので、年に1回2回という形でしかございませんので、我々県の職員のスタッフが実際に市町のほうに赴きまして、これ、年間数えてみると60回ぐらい行っております。そこでいろいろな問題点とかそういうものについて、市町に対するアドバイスというのをやっておりますので、アドバイザーのような形の事業というのも一生懸命今取り組んでいるという形でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 県民指標として地籍調査の実施面積を採用するわけでございますので、ぜひとも市町への側面支援とともに、県としてもいろんな面で地籍調査が進むような形を構築していただくことを要望いたしまして、この項は終わらせていただきます。

先ほど、国土交通省国土調査課の指摘で、災害時等において、道路の復旧や住宅再建に当たって、まず土地の境界が確定されていないと土地所有者と調整がつくまで着工できず、復興が遅れるおそれがあるということがございました。

各地で報告会を開かせていただいておりますと、県道の改良等の要望の中で、何年も前から県道の登記が変わっておらず、道路の改良の支障になっているというようなことを聞くこともございますけれども、まず、県土整備部関係の中で、このような形の過年度未登記地が現状についてどれぐらいになっているのかについてお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 県土整備部関係の過年度の未登記の現状についてお答えいたします。

過去に県が道路等の公共施設用地として買収または寄附により取得したも

のの、所有権移転登記が未了になっている未登記土地については、適正な財産管理及び未登記を原因とするトラブル防止の観点から、昭和55年度以降、その解消に取り組んでまいりました。

また、県土整備部と農林水産商工部が合同で平成13年度に設置した、弁護士等専門家で構成する登記対策検討委員会からの提言を踏まえ、案件ごとに権利関係等の調査を行い、1筆ごとに、カルテ、これは未登記土地調査票と申しますが、これを作成し、カルテ分析に基づき計画的な未登記処理を行ってまいりました。

県土整備部では、こうした取組の結果、昭和55年度当初には1万6600筆ありました未登記土地は、平成22年度末で5116筆となっております。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 今、答弁の中で農水商工部というのがございましたので、農水商工部関係ではどうなっているのでしょうか。

農水商工部長（渡邊信一郎） 農水商工部の未登記対策でございますけれど、昭和52年から取り組んでおりまして、先ほど県土整備部長からもお答えしました登記対策検討委員会、これから、未登記の解消について進行管理でありますとか個別案件の対策の助言を受けながら解消に努めているところでございまして、平成22年度末までに4424筆を処理させていただきましたが、941筆が未登記となっている状況でございまして、現在、先ほどの県土整備部と同じようにカルテを活用いたしまして、地権者をはじめ関係する皆様の御協力をいただいて、解消に向けて計画的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 県土整備部関係で5116筆、そして、農水商工部関係でまだ941筆残っているということでした。

この数字が果たして多いのかどうか、非常に難しい数字でございますけれども、では、この解消が進まない原因についてはどうお考えなのか、両部局

で同じ原因でございましたらどちらかでも結構ですし、違いましたら両方の部長のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） 未登記の解消が進んでいない原因でございますが、公図と現況の不整合によりまして未登記部分の特定が困難なものでありますとか、面積が広いと、測量等に相当の費用、労力が必要でありますとか、相続人が多数に及びまして相続処理が困難になっておる、それから、第三者に所有権が移動いたしまして登記の了解が得られにくいものなどがございまして。

このような未登記処理につきましては私ども各地域機関で行っているわけですが、解決できない案件が多くなってきておりますので、本庁の私どもの農地調整室が中心となりまして、経験豊富な職員が経験者の少ない地域機関を支援する体制を整備して、未登記処理を着実に今後進めてまいりたいと考えております。

県土整備部長（北川貴志） 県土整備部の状況ですが、未登記の解消が進まないという理由につきましては農水商工部と同様の理由でございます。

あと、対策でございますが、県土整備部では、本年度から本庁の公共用地室に専任の未登記支援担当職員を1名配置いたしまして、各建設事務所が行う未登記対策を支援する体制をつくりました。

今後、この体制によりまして、過年度未登記対策を着実に進めてまいりたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 理由をお聞きしておりますと、公図と現地の不整合ということがあるというふうに聞きました。こちらについては先ほどの地籍調査が進んでいけばまさに必然的に解決するわけでございますけれども、買収終了後即座に登記をしなかったため相続が発生したというものにつきましては、このままにしておきますとますます相続が進み、より難しくなってくると思われまので、先送りせずに、また、積極的に、少しでも早急に解決していただきますことを要望しまして、この項は終わらせていただきたいと思いま

す。

では、次に、学校、家庭、地域が一体となった教育についてお伺いします。

同じくみえ県民カビジョン行動計画（仮称）最終案では、地域に開かれた学校づくりの変革の視点で、社会全体で子どもたちを育てるという視点を重視し、学校・家庭・地域が一体となって課題を共有した上で、保護者や住民等による学校運営や教育活動への積極的な参画を進めるとあります。

そして、県民指標に、学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合があり、日標値が100%とありました。

実は、（現物を示す）こちらのほうが三重県教育ビジョンでございますが、これは昨年の12月に策定されたものですけれども、こちらの中で、開かれた学校づくりの中には、保護者、地域住民や学校評議員等の学校運営への参画を促進し、教育活動の成果や課題を共有の上、その意見や要望を学校運営に反映していくとあり、教育ビジョンと県民カビジョンの間で学校運営における地域のかかわり方の形態について、学校評議員等から学校関係者評価あるいはコミュニティ・スクールへ変わってきたような感があります。

この表を見ていただきますと、（パネルを示す）これが学校評議員とコミュニティ・スクールと学校関係者評価の違いを表すものです。

目的にいろいろ違いがありますが、このような両ビジョンでの学校運営における地域のかかわり方に関する認識が同じなのかどうかにつきまして、教育長のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 保護者や地域住民とかが学校運営に参画する仕組みで、みえ県民カビジョン、それと三重県教育ビジョンとの間で考え方の違いはあるのかということでございますけれども、社会構造が変化し、人々の価値観が多様化する中、社会全体で子どもを育てるために、学校、家庭、地域が一体となって、教育活動全体で取り組む必要があるというふうに考えております。

そのため、三重県教育ビジョンでは、開かれた学校づくりの推進に向けた

制度としまして、一つは、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べ、助言を行う学校評議員制度の活用、二つ目には、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入及び普及拡大、三つ目といたしましては、学校の自己評価結果を保護者や地域住民等が評価するとともに、学校運営の改善に協力をいただく学校関係者評価の充実と浸透というのを掲げております。

県の教育委員会といたしましては、それぞれの制度の目的と役割を尊重し、学校や地域の状況に応じた活用を図ることが必要だと考えております。

この基本的な考え方に変更はございませんけれども、現在、三重県教育ビジョンの取組をより実効性のあるものとするため、三重県教育改革推進会議におきまして、地域に開かれた学校づくりの具体的な進め方についても御審議をいただいているところでございます。

現在、学校評議員につきましては、既にすべての県立学校と95%以上の公立小・中学校に設置をされておりまして、活用をされているところでございます。

また、学校関係者評価につきましては、半数の市町の教育委員会が規則等で義務化をし、8割を超える公立小・中学校で実施をされておりまして、県立学校におきましても、導入に向けた実践研究を進めてきたところでございます。

こうした市町の教育委員会、それから県立学校の取組の実態、それと、先ほど申し上げました三重県教育改革推進会議での審議内容等も踏まえまして、今回のみえ県民力ビジョンでは、必要に応じて学校評議員制度を活用し、さらに、今後は、地域との結びつきの強い公立の小・中学校におきましては、保護者や地域住民等の学校運営への参画の度合いがより高いコミュニティ・スクールの導入を一層支援するということしております。

また、小・中学校とは異なりまして、通学範囲も広域である県立学校におきましては、来年度から学校関係者評価を義務化いたしましてその質の向上を図ることとしておりまして、こうした取組方針を今回のみえ県民力ビジョンの行動計画において掲げたものでございますので、御理解をいただければ

と思います。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 今の御答弁を聞いておりますと、認識は変わっていないが、学校評議員よりも学校関係者評価あるいはコミュニティ・スクールのほうに形態を変えていくということではよろしいのでしょうか、教育長。

教育長（真伏秀樹） 先ほど申し上げましたように、いろいろ評価といいますが、制度はたくさんございますので、どれを活用したらよいかというのはいろいろあるかと思うんですけれども、先ほど申し上げたように、実態的には学校評議員制度というのはほぼ全体に普及しているかなと思いますので、より参画度の高いところへこれからはシフトをしていっていただきたいというふうに思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） 先ほどのこの表にもございましたけれども、（パネルを示す）学校評議員制度、あるいはコミュニティ・スクール、学校関係者評価、すべて地域の方と連携していくことになってまいります。

そんな中で、コミュニティ・スクールでは地域の方の入るのが、どちらかといえば参加から参画へと変わってくる形の中で、学校評議員制度よりも少し参加状況が詳しくなるのかなというふうに思っておりますけれども、例えば、この二つの制度が同じ学校で存在しておりますと、どちらを重視したらいいのかという問題が出てくると思います。

その辺のところを考えながら今後ともそちらのほうについては進めていただきたいと思ひますし、それと同時に地域の方が一体となって教育に参加できる中での環境についての整備も進めていただきますことを申し上げまして、この項は終わらせていただきたいと思ひます。

それでは、最後に、リニア中央新幹線の早期実現に向けてということでお伺いしたいと思ひます。

御存じのように今月21日に、リニア中央新幹線の間接駅の建設費用について

では、これまでの沿線各線の全額負担からＪＲ東海的全額負担へと大きく方針が転換されました。

これを受けて知事は前進だと評価したものの、2027年の品川 - 名古屋間開業というスケジュールについては、大阪までの同時開業の働きかけをしていくことになるかとコメントをされています。

一方、ＪＲ東海の発表の中で地元自治体の役割として、全国新幹線鉄道整備法に基づく用地取得をはじめ、工事促進への協力、そして、県全体の発展につながる施設の整備の２点が掲げられています。

主としてアクセス道路等の環境整備についてということになります、名古屋 - 大阪間の早期開業も含めて今後どのように取り組んでいかれるのか、抱負も含めて鈴木知事のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線の早期実現についてであります、ＪＲ東海が去る11月21日に、これまでの方針を大きく転換し、ＪＲ東海の費用負担により中間駅を建設することを表明しました。

名古屋以西の三重、奈良の中間駅についても同じ考え方であることを私のほうで確認しております。これにより大きな課題が一つ解決し、リニア中央新幹線はその実現に向け、大きく前進することとなりました。

しかし、一方で、先ほど議員からも言っていただきましたとおり、このリニア中央新幹線は、東京、名古屋、大阪、この三大都市圏がつながって初めて効果を発揮するものであるというふうに考えております。

そして、今後でありますけれども、県と県内14の市町等で構成する本県の建設促進期成同盟会を開催し、今後の取組などについて議論するとともに、議員も会長を務めていただいておりますリニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟の皆様をはじめ、沿線都府県とも連携し、名古屋 - 大阪間を含めた全線同時開業や本県の駅位置の早期明示、これらをＪＲ東海や国に対して強く働きかけていきたいと考えております。

なお、ＪＲ東海が求めている用地取得など工事促進への協力については、

沿線都府県等とも連絡調整し、県として最大限の対応をしていきたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

13番（長田隆尚） ありがとうございます。

今の時点でまだ名古屋 - 大阪間の場所は決定しておりませんので、その辺のような形の中で進めていただきたいと思います。

今回のこれは、亀山といいますか、三重県の関係するところではないんですけれども、「地元が併設したいと考える設備について」というのがそのJR東海の中にもございましたが、こちらにつきましては、JR東海が必要と判断する設備以外で地元が併設したいと考える設備については、建設費及び維持運営費の地元負担を前提に工事計画に盛り込むよう検討しますが、工程管理上のスケジュールを厳守して進めていただくことが必要でございますとあります。

とにかくJR東海も早く開業はさせたいんですけども、その中で駅はつくらせていただくが、地域としても頑張っそれを支えてくださいということであると思います。

（現物を示す）これがよく見るリニアのパンフレットでございますけれども、この中にもリニアの計画が書いてございます。

これを見させていただきますと、リニアモーターカーの鉄道の研究を開始したのが1962年ということで、まさに知事は生まれていなかったころかなと思っております。それとともに、私も青年会議所という団体を通じまして、1990年ごろからこのリニアについてはいろいろと活動をやらせていただきました。

当時、山梨の実験線がなく宮崎の実験線でしたが、そんな中で、やはりリニアに乗ると当時は腕時計がとまったというような状況の中からここまで来て、20年間の間に大分進歩をしまりました。

そして、いよいよ2027年には名古屋 - 東京間、品川間が開通するということでございますので、名古屋 - 品川間の開通に向けた各岐阜県等の取組も当

然ながら、三重県あるいは奈良県の参考になってくると思いますので、その辺のところの連携をとりながら、また、その辺のところのことを踏まえながら、今後ともリニア中央新幹線駅が早く三重県内にでき、そして、名古屋 - 大阪間のリニア中央新幹線が早く開通しますことを祈念申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 39番 水谷 隆議員。

〔39番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

39番（水谷 隆） おはようございます。自民みらい、いなべ市・員弁郡選出の水谷隆でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

鈴木知事には一般質問としまして初めての質問をさせていただきます。非常に昨日から喜びとすごい緊張感を覚えておるわけでございますけれども、そういった関係で睡眠不足になっておりますけれども、しっかりと質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年も本当に早いもので残すところあと1カ月というところで、年々年を数えますと1年のたつのが早くなる、早く感じるというのが最近のことでございますけれども、先ほど長田議員からもお話が出ておりましたけれども、本当に今年は全国的にも大変な1年だったと。東日本大震災、そして、それによる大津波の被害、そして原発事故といった被害というものがありませんように、本当に大変なこの2011年であったのではないかというふうに思います。

その中でも、特に三重県においても大きな、やっぱり変革があったと。それは、野呂県政から鈴木県政にかわったということでありましょう。これが今後4年間、三重県をどういうふうに変えていくかというのは、これからの知事の大きな手腕だというふうに思いますので、期待を申し上げたいというふうに思います。

そして、その鈴木知事が就任直後から、東日本大震災への対応、それから、

それに伴う放射能汚染という問題、そして、9月に発生しました台風12号による紀伊半島大水害というものの対応ということで、次々に危機事案に直面をしてこられました。

そこで、まず、初めに、就任後、今日までの間、知事として心に残っていること、あるいは手ごたえを感じたこと、御自身の思いというものを込めて、この7カ月間を少し振り返って感想をお聞きたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 7カ月を振り返っての感想ということでありますが、7カ月とはいうものの、日々盛りだくさんですべてが心に残っているところではありますが、特にということで幾つか挙げさせていただきたいと思いますが、まずは、台風12号であります。

この豪雨で本県でも甚大な被害が発生しました。災害発生後すぐに現地に入り、自ら陣頭指揮に当たってきましたけれども、そうした中で、命を落とされた方がこの三重県で出たということはやはり大きなショックであり、改めて、災害への備え、この大切さを痛感しました。

また、そのやりとりの中では、現地の情報収集や市町との連携という面での課題も浮かび上がってまいりましたので、そういう部分もしっかり対応していかなければならないなと感じたところであります。

また、議会においても皆さんの御協力を得て、10月には総額289億円の補正予算を組ませていただきました。引き続き総力を挙げて、一日も早い復旧、復興に向けて頑張ったいと思っております。

こうした中で、熊野尾鷲道路の尾鷲南インターチェンジ - 尾鷲北インターチェンジ間について、先般、新規事業採択時評価手続の着手が決定されました。

本場に東紀州の皆さんをはじめとして被災された方々が懸命に復旧に向けた取組をされている中で、そういう中での朗報でありまして、ミッシングリンクの解消に向けて一歩踏み出せたなということについては少し手ごたえを

感じているところであります。

あわせて、東日本大震災でありますけれども、私も被災地へ赴きました。その現地で体感したことを踏まえて、就任後、防災対策の見直しなどで、津波浸水予測調査、あるいは緊急地震対策行動計画、こういうものを全国に先駆けてつくらせていただきましたので、これに基づいた取組ができるよう、しっかりやっていきたいと思っております。

また、先ほど議員からも言っていただきましたように、全国で放射性セシウムを含む牛肉の流通が問題となった際には、県産牛の全頭検査、何としましても、この三重県の県産牛のブランド、消費者の安心・安全、守らなければならないと、そういう思いでやってまいりました。しかし、危機として認知するのに時間を要したなど、反省すべき点もあったので、それは今後の対応にしっかりと反映していきたいと考えております。

もう一つ、そういう危機管理とあわせて最優先で取り組んできたのは、三重をいかに元気にするか、三重をいかにパワフルにしていくかということでもあります。

三重の認知度を高め、三重の魅力や価値について国内外の多くの人々の共感を得るため、三重県営業本部を設置し、自ら本部長として営業活動に積極的に取り組んでまいりました。大手企業の誘致が実現したり、あるいは河南省との観光の協定を締結したり、あるいは、議会でも御審議いただいて、みえの観光振興に関する条例の制定、あるいは首都圏でのパワーすばっと三重カフェの出店、緒についたばかりでありますけれども、目に見える形で少しずつやれてきているのではないかなと感じております。

また、県政の運営に当たっては現場主義を心がけて、自ら現場に足を運んできました。先ほど申し上げた災害の被災地の活動、あるいは市町長との1対1対談、すごいやんかトークなどを実施してまいりました。本当にたくさんの地域の、本当にこれはすごいと言われるような地域の宝にもたくさん出会うことができました。

最後になりますけれども、この7カ月間いろいろ取り組んでまいりました

けれども、その間、みえ県民力ビジョン、行財政改革取組、これの検討を進めてまいりました。今後は、年度内にこれらを取りまとめ、また、それらを実践するための組織改正や人事、こういうのを行って、幸福実感日本一と言える三重を目指して、全力で引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

7カ月間といっても本当にあつという間の期間であったろうというふうに思います。今、知事が感想を含めて述べられたことにつきまして、本当に若くて行動力のある知事として、これからの三重県を引っ張って行っていただきたいなど。

ちょっと大阪のことについてお聞きしたいなと思ったんですけれども、今朝の新聞を見たらもう既にぶら下がり会見で出ていまして、あそこに回答が書いてありますのであえてお聞きしないんですけれども、少なからずとも三重県にも波及してくる問題もあると思いますので、その辺もしっかりと取り組んでいていただいたらというふうに思います。

先日も知事の話が出まして、毎日新聞に出ておるやんか、もう見飽きたわという人もおりますけれども、テレビをこの前見ていましたら携帯電話が鳴りまして、おい、知事の奥さんがテレビに出ておるぞと、こういうふうなこと言うんですね。それは何でかと思ったら、たまたまブータンの国王がお見えになって、そのときに奥さんが後ろにみえる、それは違うやろう、国王の奥さんやということで、本当に幸せを感じる国王夫妻を感じて、やっぱり三重県も日本一の幸福度ナンバーワンという県に、お互いにしっかりと頑張ってやっていきたいなど、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、国内経済情勢が厳しい中ではありますけれども、企業誘致、あるいは首都圏を中心とした三重県の県産品等についての情報発信にも精力的に知事が取り組まれていることは報道等でも十分に知るところであり

ます。そこで、知事の得意分野と言える産業振興について、4点ばかり分けて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目はみえ産業振興戦略ということでありますけれども、先週の11月21日に経済産業省は、国家戦略会議に日本経済のリスクシナリオというものを提出したようであります。

内容を少し見てみますと、現状の円高水準が続くと産業の空洞化が急激に進み、2010年代半ばには貿易赤字が定着するというおそれがあると。サプライチェーン、要するに部品供給網、これの全体が海外に移転していくことがあるであろうと。いわゆる根こそぎ空洞化というものが進み、自動車産業だけでも60万人程度の雇用が失われるということを試算しております。

また、原子力発電所の早期稼働が実現しなければ、火力発電所向け燃料の輸入増で、来年は08年度以来の貿易赤字になるおそれがあるというふうなことも言っております。

こういった試算を見ますと、本当に日本経済の置かれた状況の厳しさというものを改めて実感いたします。空洞化防止のため、しっかりとした国家戦略を立てないと大変な状況を招きかねないと。

国に対して強く対策を求めていきたいというふうに思いますが、一方で、県として何ができるものか、非常に厳しい局面を迎えている中で、そういったような状況の中で、去る11月18日に第1回目の「みえ産業振興戦略」検討会議が開催され、冒頭に知事は、企業の肌感覚に近い、使える戦略をまとめたいと、そして、策定する過程で具体的なプロジェクトをつくって実行していきたいというふうに新聞記事で載っておりました。これは知事の意気込みというものを感ずるあいさつをされたという報道がありますけれども、検討会議には県内外のそうそうたるメンバーが参加されているようであります。

当日はいろんな意見が出たことと思っておりますけれども、そこで、知事に質問をいたしたいと思っております。

知事は第1回目の検討会議を終え、今後どのような方向性を持って検討を進めていこうとしているのか、そして、検討会議における意見も踏まえて、

その考え方についてお伺いをいたします。

2点目は、企業誘致戦略についてであります。

県の企業誘致戦略については、先ほど経済産業省の試算について触れましたが、根こそぎ空洞化という言葉が使われてきたように、当面は空洞化を防ぐための対策を講じていくことが最も重要な施策ではないかと思いますが、県としてできることは何かと考えた場合、まず、県内への投資を呼び込むための企業誘致戦略というものが必要ではないかというふうに思います。

企業誘致は、県内への多額の投資と県内企業への波及や雇用の創出を期待できる、即効性も高い施策であり、ぜひとも厳しい環境の中でも県内への投資を呼び込むための施策を検討していただきたいと思います。

知事は就任以来トップセールスを積極的に行い、既に幾つかの成果を上げており、今後の企業誘致活動に期待を膨らませている方も多いのではないかと思います。

しかしながら、昨今の円高の進行、新興国の企業の急速な成長や国を挙げでの立地競争など、日本の産業立地としての魅力の低下は深刻な状況にあり、さきの経済産業省の試算にもありますように、これからはさらに厳しい状況に陥ることも懸念されると。

こういった状況下で、こういった認識のもとで企業誘致戦略に取り組んでいけるのか、その考え方をぜひお聞きしたいと思っております。

そこで、知事にお伺いします。

企業誘致戦略、あるいは県内への投資を呼び込むため、どのような方向性を検討すべきか、知事の考えをお聞きしたいというふうに思います。

3点目には、中小企業の国際競争力強化についてお伺いをいたします。

今年の6月に中小企業庁が策定した中小企業海外展開支援大綱によれば、自ら直接輸出を行っている中小企業数は長期的傾向として増加してきておりますけれども、中小企業の総数に対する比率はまだ低いレベルにある一方で、グローバル化の進展による競争の激化により、海外展開を行うことは中小企業にとって例外ではなくなったとして、中小企業の海外展開の支援の必要性

とともに、総合的な取組を行っていくこととしております。

昨今の新聞情報を見ましても、中堅・中小企業の海外展開が目立ち始めており、その多くは納入先の生産拠点が海外移転したことに伴うケースのようですが、独自に海外展開にチャレンジする企業も増えてきております。

県内中小企業の中には、世界競争に負けない、すぐれた技術を持つ企業がたくさんあります。技術が海外にとられてしまうような事態は避けなければなりません。国内市場だけで競争している県内企業にとっても、そのすぐれた技術などを海外市場の開拓につなげていくことが、中小企業の生き残りをかけた大変重要な視点だと考えております。

そこで、知事にお伺いをいたします。

中小企業の海外市場の開拓のための思い切った支援策が必要だと思いますが、中小企業の国際力強化という視点から、今後どのような方向性を持って検討していくのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

4点目でございます。中小企業の国内販路開拓支援ということでお伺いをします。

一方で、国内に目を向けますと、大企業は生産拠点の再編、集約化を図り、製品部品等を供給する中小企業との取引構造は大きく変化していくことが予想されています。

中小企業白書によれば、4割強の大企業が中小企業の存在を自社の生産体制を支える不可欠な存在として、取引関係の意向については、系列企業との取引を今後も維持しつつ、系列組織外の企業との取引も増やしたいとする企業が大企業で約35%あり、中小企業でも約46%存在することが明らかにされております。

その結果は、今後ますます取引先の開拓競争が激化していくことを物語っているのではないかと思います。そういった状況を踏まえますと、中小企業施策としては、海外展開を促進していくことはもちろん重要ではありますが、一方で、国内における販路開拓ももっと支援していく必要があるのではないかと思います。

前提として、国内中小企業がすぐれた技術をさらに伸ばしていくことももちろん必要でありますけれども、県内には、世界競争に負けない、すぐれた技術を持った中小企業がたくさんありますので、ぜひとも県として効果的な施策に取り組んでほしいと期待をしております。

そこで、担当理事に質問したいと思っておりますけれども、県内中小企業の販路開拓のための効果的な支援策が必要だというふうに思いますけれども、今後こういった取組を考えておみえになるのかをお聞きしたいなというふうに思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 私のほうからは、水谷議員よりありました4点のうち3点、「みえ産業振興戦略」検討会議の方向性、それから、企業誘致戦略の方向性、それから、中小企業の国際競争力強化の方向性、この三つについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、「みえ産業振興戦略」検討会議の方向性の関係ですが、去る11月18日、第1回目の検討会議を開催いたしました。早朝7時過ぎからの開始という少し特徴のある会議ではありましたが、約3時間にも及ぶ議論を行いました。

第1回目の検討会議では私のほうから、約5000社を対象とした企業アンケート調査、現在集計中ですが、や職員自らが企業訪問、これ、1000社を目標にやって、今、300社くらいまで行っているんですけども、こういうものを踏まえた中身で問題意識と論点というのを御提示し、意見交換をさせていただきました。

委員の皆様の中からは、今から申し上げるような意見がありました。

アジアダイナミズムというものにしっかりと向き合うべきであると。

世界のエネルギー戦略の変化を意識するべき。

それから、成長するアジアの需要を取り込むためにも海外に進出する際、強みである高度部材やそれを支える中小企業のものづくり基盤技術を、国内、

県内でしっかりと展開していくべき。

技術力のある中小企業の連携を促進し、中国、台湾、韓国など、アジアの中小企業との連携に取り組むなど、アジアのサプライチェーンにはめ込んでいく戦略が必要。

食や観光など、三重をパッケージ化して、首都圏や世界へ売り込んでいく戦略が必要。その際、三重の強み、魅力に光を当ててブランド化していく取組も大切。

製造業とサービス産業を融合させ、社会課題解決型の産業を振興していくことも必要。

ほかにも、人づくりなども含め、貴重な御意見をいただいたところです。

こうした御意見を踏まえ、座長からも、成長産業、立地環境整備、海外展開、内需振興、中小企業、人づくりなどの政策課題が見えてきているので、これらのテーマごとに別途さらに深い議論を行って、具体的な取組を検討していくよう、御指示をいただきました。

今申し上げたテーマごとに分科会をつくりまして具体的な取組の検討を進め、来年2月に予定している第2回検討会議へ提示して、各委員の皆様と議論を深めてまいりたいと考えております。

先ほども、あるいは検討会議のときにも申し上げましたが、企業の皆様の肌感覚に近い、使える、そして具体的なプロジェクトが動き出す、そういう戦略を目指して、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目、企業誘致の戦略についてであります。

企業誘致は、雇用機会の拡大を図る上でも、また、進出した企業と県内中小企業における新たな連携によるイノベーションの実現など、県内産業の高度化を図る上で非常に重要な施策と考えており、先端産業分野の誘致に重点的に取り組んできたところであります。

経済のグローバル化に呼応し、外資系企業など、国際競争力が高い企業や、国内での生産活動において制約要因となっている環境・エネルギー問題や資源の枯渇などの課題を解決するような課題解決型産業など、多様な産業の成

長を牽引する企業の誘致を進めることはもとより、県内企業が事業を継続していくために取り組む高付加価値化への支援等の環境整備が重要であると考えております。

これまででも本県では、全国トップレベルの支援制度を活用し、企業誘致に結びつけてきたところでありますけれども、今後は、企業の投資を呼び込むための特区制度や奨励制度など、多様な産業の集積につながる新たな支援制度のあり方についても前向きに検討していくこととしております。

そして、3点目、中小企業の国際競争力強化、今後どういう方向性でやっていくんだということでありますけれども、今回の検討会議でいただいた意見や、先ほど申し上げたアンケートやヒアリング調査から、私自身、思いを深めたことがあります。

まず、1点目は、全国的に見て、県内中小企業はまだ、海外市場開拓の取組が遅れているということであります。

アンケート調査によりますと、まず、業績の好調な企業ほど海外市場開拓の取組が進む傾向にあり、それにより営業利益を増加させている。

それから、海外拠点の設立を行っている企業は、県外の製造業の中小企業では48%、県内は39%、また、海外市場開拓の取組を行っていない企業は、県外の企業では20%であるにもかかわらず、県内では実に33%と、県内中小企業の海外展開の遅れが見られます。

また、思いを深めたことの2点目としましては、日本の中小企業の技術力は世界一であるものの、それを世界市場で生かし切れていないということでもあります。

検討会議において、大手企業の製造拠点がアジアにシフトしても製造技術のベースは日本が支えており、技術力で日本の中小企業は高い国際競争力を持っていることを強調していただきました。

私も、県内には世界に負けない技術力を持っている中小企業がたくさんあり、高い技術力と戦略性を持って海外市場開拓を積極的に行っていただく必要があると考えております。このようなことから、県内中小企業に海外の経

済情勢を伝えていくとともに、海外市場開拓を行いやすい環境を整備していくことが必要であると考えております。

先ほども少し触れましたが、中国、台湾、韓国など、アジアの企業との連携を含めて、そのサプライチェーンに入り込んでいくべきという観点を実現していくためにも、選択・集中プログラムなどで集中的な取組を進め、行政間の連携協定、あるいは産学官の力を結集し、国際的な企業間連携が深まる環境や強いネットワーク力をつくっていくとともに、当面は、海外展開へのハードルを低くするための業務支援や相談、情報提供支援等を行う海外展開拠点機能づくりを進めることにより、日本をリードする県内中小企業の国際競争力強化につなげていきたいと考えております。

〔山川 進農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（山川 進） 私のほうから、中小企業の国内販路開拓支援について御答弁申し上げます。

日本の中小企業は、グローバル化に対応した経済の中で、国内外の市場獲得競争に勝っていかなければならない厳しい環境に立たされています。その反面、世界からその技術や製品が高い評価を受けており、県内中小企業においてもこれまで以上に、戦略性を持った事業展開を図っていくことが求められると認識しております。

また、今回のアンケート調査結果においても、国内の既存市場での競争力確保を挙げている企業がたくさんございました。

一方で、県内中小企業が成長していくためには、やはり国内市場における新たな事業展開や市場開拓も欠くことのできない重要な取組方向であると思っております。

こういった認識のもと、県内中小企業が、国内において新たな事業展開や市場開拓など、販路開拓を行っていくために、県としては効果の高い取組を進めていきたいと考えております。

例えば、大手企業に県内中小企業が出向いていく出前商談会や、首都圏などの展示会において三重県特設エリアを設け、情報発信力を高めるなど、商

談につながる仕掛けを図り、県内中小企業の販路開拓の促進をし、メイド・イン・三重を売っていきたいと考えております。

また、全国でも本県の特徴的な取組になりつつございますが、複数の中小企業が得意とする技術やネットワークを持ち寄りグループ化を図る、いわゆる試作グループのような中小企業の連携体で取り組む動きを、研究開発や新たな取引につなげる活動としてさらに促進し、販路開拓の実績につながるよう支援していくとともに、メイド・イン・三重の一つの特徴的な活動としていきたいと考えております。

さらに、様々なネットワークを活用し、販路開拓支援や、ネットワーク力を持つ機関などと協働による販路開拓支援などに取り組むとともに、ローカル・ツー・ローカルで新たな連携を生む仕組みづくりなどに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

三重県の産業振興戦略というものは、本当に知事の思いというものがこれからもどんどん出されて、それが三重県から日本経済に新しい空気を含んでいって、日本経済を活発化させていくということにおいても、これ、重要な戦略でございますので、ぜひともそういったことにも力を入れていただきたい。

そして、また、中小企業の国際的販路開拓というものも、これも中小企業支援政策というのはたくさんいろんな形でやっていただいております。こういったものが中小企業の経営者の皆さんに浸透していくように、ぜひともPRをお願いしたい。

この前のリーディング産業展に行かせていただいたんですけど、これも、いろんな三重県の中小企業の皆さんがすばらしい新しい製品というものを研究開発されておりますので、こういったものにも、これがもっともっと実現していくように、この三重県で製造されて、それが販売されていくように、

ぜひとも温かい支援というものをお願い申し上げたいというふうに思います。

いずれにしても、こういう企業誘致戦略や中小企業の国際競争力強化というものは、経済のグローバル化への対応を図り、県内産業の空洞化を防ぐためにも、ぜひとも思い切った施策を進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道路網の整備、またやるのかいというふうに言われましたんですけども、あえて、知事がかわられまして、この三重県の道路政策というのが非常に遅れているというふうに言われておりますので、その意気込みを少しお聞きしたいというふうに思います。

県内の道路整備というものは道半ばであり、例えば道路の改良率というのは全国で39位、高規格幹線道路の整備率は全国で38位というように、非常に低い状況にあるわけでございます。

御承知のように、三重県は南北に細長い。三重県の南部、特に東紀州地域は、日本有数の多雨地域であります。

このため、この地域の幹線道路である国道42号は、さきの台風12号のときもそうでありましたけれども、毎年のように降雨や災害などにより通行どめというものが発生しております。また、国道42号は、近い将来、発生が予想される東海・東南海・南海地震に伴う津波によって浸水する箇所が出ることも懸念されております。

そこで、現在、平成25年度の神宮式年遷宮も見据え、紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の整備が進められているということでもありますけれども、私は、台風や大規模災害などによるこの地域の孤立化を防止するために、命の道として早い完成が必要だというふうに思いますので、そういった取組を一層期待いたしたいというふうに思います。

また、命の道として活用するためには、現在、先ほども出ていましたように、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化が必要だと思えます。

そのような中、先ごろ熊野尾鷲道路の尾鷲南インターチェンジから尾鷲北

インターチェンジ間について新規事業採択時評価の手續に着手することが決定されたことは、ミッシングリンクの解消に向けての大きな第一歩であるというふうに思いますし、また、機会あるごとに国等への要望をしていただいております知事、あるいは地元市長、町長など、多くの関係者の皆さんに長年にわたって粘り強く努力をしていただいているたまものであるというふうに思います。

県においても引き続き、来年度新規事業化へ向けた取組を、関係機関とともに連携して精力的に行われることを要望いたしますというふうに思います。

次に、私の地元のことを言いますけれども、いなべ市や東員町の中で、三重県の北勢地域というものはやっぱり、幹線道路網の整備について、これをぜひ進めていかなければならないということで、この辺を知事にお聞きしたいというふうに思います。

三重県の北勢地域には、中部圏と近畿圏を結ぶ主要な道路である東名阪自動車道が通っております。しかし、この東名阪自動車道は、平成20年2月に新名神高速道路の草津田上インターチェンジと亀山ジャンクション間が開通したことにより大幅に交通量が増えて、全国でも有数の交通渋滞箇所というふうになっております。また、国道1号、国道23号などの幹線道路でも渋滞が多発しております。

三重県の北勢地域というのは、御承知のように石油化学や自動車関連などをはじめとする様々な産業を有する全国有数の産業集積地域であり、また、四日市港を有することから周辺地域の物流の拠点となっており、私は、我が国の経済を支える重要な地域であるというふうに思っております。

東名阪自動車道や国道1号、国道23号などの渋滞は、地域住民の生活だけでなく、物流効率の低下など、国内企業の経済活動の大きな阻害要因にもなっております。

このため、現在、新名神高速道路の四日市ジャンクションと亀山西ジャンクションの間や北勢バイパスの道路整備が進められておりますけれども、なお、現在のところ、新名神高速道路の亀山西ジャンクションというものは八

ーフジャンクションとしての整備ということが計画で上がっておりますけれども、やっぱり名古屋方面から中南勢地域や名阪国道方面に向かうことができないうことで、せっかくの新名神高速道路が整備されても非常に利便性が悪いということになります。

私は、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化による整備が三重県にとってぜひとも必要であると考えております。また、私の地元である員弁地域は名古屋港や四日市港に近く、岐阜県、滋賀県にも接しているといった立地の優位性を背景に自動車関連産業などが立地する地域であり、三重県の経済発展の一翼を担う地域でもあります。

このような地域の特性をさらに発揮するためには東海環状自動車道の整備が不可欠であります。しかしながら、この東海環状自動車道は、愛知万博の開催や中部国際空港の開港といったものに合わせて、東側区間というものは既にもう供用されておるわけですが、西側が、三重県、岐阜県の区間についてはいまだ整備の途上であるということでありませう。

新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスなどの幹線道路網が整備されることによって、企業の物流活動を担うトラックなどの車両の移動時間が短縮できるなど、効率的な物流等を通じてこれまで以上に県内産業の活性化等が図れることとなります。さらに、都市間のアクセス時間の短縮や定時制が確保されることで、知事が積極的に取り組まれている新たな企業誘致というものの効果も期待できるのではないかと思います。

そこで、お聞きしたいと思います。新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスの整備や亀山西ジャンクションのフルジャンクション化は、観光産業も含む広い意味での県内産業の活性化や、新規の企業誘致等のためにも積極的に推進すべきであると考えますが、当該道路整備に対する知事の基本的な考え方と今後の取組方針についてお聞きいたします。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 道路整備についての基本的考え方、今後の取組方針でござ

ざいますが、幹線道路は、大規模災害時の救助、救援、災害時の復旧、復興や県内外の地域間の交流を促進し、本県の進めている産業政策、観光政策などに大きな役割を担っております。

北勢地域は県の産業の中心であり、中部圏のみならず日本全体の経済活動の一翼を担っていることから、地域産業の発展や活性化を支え、増加する交通需要に対応するため、幹線道路ネットワークを早急に強化すべきであると強く感じております。

このため、新名神高速道路については、平成30年度目標の前倒しを、その供用と同時に亀山西ジャンクションのフルジャンクション化の実現を、東海環状自動車道西回りについては、産業の道として、員弁地域など、立地企業にも期待されておりますので、名神につなぐ観点からも、養老 - 北勢間の岐阜県県境部の優先的な事業実施を、北勢バイパスについては、これまでの北からの事業展開だけでなく、全線にわたる事業展開や未事業化区間の早期事業化について、近隣府県や沿線市町、経済団体と連携協力を密にしながら、国土交通省及び中日本高速道路株式会社等に整備推進を強く働きかけていきたいと考えております。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） ありがとうございます。

道路網の整備というのは非常に日本経済の厳しい状況の中で進めていかなければならんということでございますけれども、我々の地域というのは非常に、先ほども申し上げましたように、IT関連、あるいは自動車産業といった企業がたくさん立地しております。

そういった中で、通常の道路も含めて非常に渋滞をするということが大きな問題になってきておりますし、また、その東海環状自動車道におきましては、東員インターチェンジ予定地は、私が議員になる前から橋脚が立っているんですよ。いまだに立っているんですよ、大分疲れておりますけれども、それが、地域の話では、岐阜県、三重県の環状道路が平成32年には完成するんじゃないかと、こう言われておりますけれども、それもはっきり

した状況じゃないわけですよ。

そういったことははっきりとした目標を立てて、知事にはぜひそういったことも含めて強く国への要望をしていただいて、平成32年には絶対やるんやというようなことぐらいを目標に掲げて、強い決意で進めていただきたいと、このように思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、障がい者の支援について、2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

まず、障がい者雇用についてお伺いをいたします。

障がい者雇用につきましては、昨年度もこの時期に私は質問をさせていただき、雇用の状況に対する認識と取組、そして、翌年度以降の対策についての考えをお尋ねいたしました。

その際には、障がい者雇用の実雇用率が三重県において2年連続最下位となった厳しい状況を重く受けとめていること、職業訓練や職場実習の実施、就職面談会の開催、企業への啓発など、様々な取組を実施していることなど、お答えをいただいたわけでございます。

この障がい者雇用の実雇用率についてはつい先日、平成23年6月1日付の現在の状況が発表されました。

実雇用率については平成22年の7月から計算方法が少し変わったというふうに聞いておりますけれども、短時間労働に対する障がい者のニーズというものも踏まえ、これまでの対象とされていなかった身体障がい者または知的障がい者である短時間労働者も雇用義務の対象となり、実雇用率の計算に含まれることになったということであります。

また、雇用障がい者数が法定雇用率1.8%に満たない事業主から、不足分に応じて納付金を徴収し、これを原資として、法定雇用率を超えて障がい者を雇用している事業主に対しまして助成金を支給する障害者雇用納付金制度という仕組みがあります。

この納付金制度は法定雇用率を満たさない企業へのペナルティーとも言うべきもので、その対象が、労働者300人を超える事業主から段階的に拡大さ

れているとのことであります。

これは、中小企業における障がい者雇用状況の改善が遅れており、障がい者の身近な雇用の場である中小企業における障がい者雇用の促進を図るための対策と聞いております。

国や県においてこのような対策がとられている中、平成23年度の三重県における障がい者実雇用率がどうなったかを見ますと、民間企業における法定雇用率1.8%に対し、三重県の状況は1.51%、全国順位では46位ということではありますが、これは埼玉県と同率46位なんですね。最下位と言ってもいいんですけども、何か計算方法によって三重県が46位になっているというふうにお聞きしておりますけれども、どちらにしても余りいい状況ではないと。全国平均が1.65%でしたか、これを大きく下回っているということでもあります。

実雇用率だけを見るとこれまでの取組の成果がなかなかあらわれていないように感じますけれども、実際に雇用されている障がい者の人数は前年度と比べて264名増えていると。そして、トータルで2488.5人というふうに大きく伸びておるわけでございます。

以前、6月ごろに三重労働局から発表された、昨年度、平成22年度の県内障がい者の就職件数は、前年度と比べて32.3%、820件が増えておると。この増加率は全国で5位ということでございますので、そういった努力というもの実は実ってきているということでもあります。

障がい者への新規求職申込件数や就職率も前年度より増加しており、雇用状況は改善しつつあるように思えますけれども、その一方で、県内の民間企業の中には、障がい者を一人も雇用していない企業も多いというふうにお聞きしております。

また、障がい者を雇用するに当たっても、企業側にも様々な不安や懸念があると思います。これらを解消することで障がい者雇用の受け皿となり得る雇用先を開拓することはまだまだ可能であるというふうに考えております。

まず、ここで、三重県における障がい者雇用の現状と課題、それに対して

現在進めている取組について、担当部長にお伺いをいたしたい。

続きまして、雇用捻出の基金を活用した取組も含め、様々な対策を実施してみえるということでもありますけれども、その効果というのはまだまだ時間を要することです。

知事にお聞きしたいのは、障がい者の社会参画や就労を進めていくには、三重労働局や、障害者職業センターなど、国の機関との連携も重要だと考えていますが、障がい者を取り巻く状況を一番理解しているのは、やはり県や市町だと思えます。教育、福祉、雇用の様々な機関が、就労に向けた能力訓練から、就職先の開拓、職場定着に向けた支援など、密接に連携して取組を進めていく必要があると考えます。

私の地元でも社会福祉法人において、知的障がいや通所授産施設などで活動してみえるところで、障がい者の就労支援の一環としてパン工房などを開設して、これを12月に入ってからいろいろやっというところもありますし、また、NPO法人も、自分のところの地元でとれた農産物等を、自分たちの事業所の少し小さい店で、販売をさせると。これを、地元の障がい者を雇ってそこで障がい者の雇用をしていくというような事業も展開されておりますし、こういったものが将来少しでも多く障がい者を雇用していくことになればいいことであろうというふうに思います。

今年度、県においては、障がい者施策を総合的、計画的に推進するため、各部局が協議、連携して取り組む会議を創設されたと伺っております。

また、現在作成されているみえ県民力ビジョン行動計画においても、計画期間中に特に注力したいと考える政策課題である選択・集中プログラムの中にも、障がい者の就労支援等の取組を重点的に進める部局横断型のプロジェクトが含まれていたと思えますけれども、今後、障がい者雇用の状況を改善していくために県としてどのような対策を進めていくのか、あるいは、障がい者雇用の改善については雇用担当部局が中心となることと思えますけれども、障がい者実雇用率の最下位脱却という高い目標に向けて、知事の熱意を改めてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（北岡寛之） それでは、まず、私のほうから、障がい者雇用の現状と課題、それから、現在の県の取組についてお答えさせていただきます。

今年の民間企業の障がい者実雇用率は、先ほど議員からお話しいただきましたように、1.51%というような状況でございます。

本県では、中小企業の実雇用率が低いこと、それから、障がい者を一人も雇用していない企業が多いということから、県としましてはこれまで、企業の障がい者雇用への理解と意識を高めるための啓発活動や、三重労働局及びハローワークとの共催による障がい者就職面接会、それから、障がい者に対する職業訓練などに取り組んでまいりました。その結果、平成22年度は195人の就労につながっております。

今年度は引き続き、障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓や、就職面接会、職業訓練、経済団体への要請を行うとともに、新たに、短期間の職場実習、身体障がい者を対象としたビジネスマナーの習得や企業でのインターンシップを組み合わせた人材育成事業、植木栽培や野菜の水耕栽培など、農業分野での障がい者雇用の支援に取り組んでいるところです。

今後とも、企業、経済団体及び三重労働局などの関係機関と連携し、障がい者雇用を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 障がい者実雇用率の全国最下位脱出に向けた意気込みということではありますが、まず、障がい者施策については、先ほど議員の御質問にもありましたとおり、雇用の推進はもちろんのこと、福祉、医療、教育、住宅など、障がい者の方々のそれぞれのライフステージに合わせて、総合的な推進が必要であると考えております。

このため、本年9月に私が本部長となり、庁内に障がい者支援施策総合推進会議を立ち上げたところであり、今後はこの会議を通じて各分野の緊密な

連携を図りながら、雇用を含めた障がい者の生活全般を視野に入れた支援を進めてまいります。

現在策定中のみえ県民力ビジョンにおいても、「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトを選択・集中プログラムの一つとして位置づけ、多様な就労支援、職業訓練の実施、教育現場での実習などを通して、雇用対策について積極的に推進していくこととしています。

また、雇用については、企業もさることながら行政機関においても未達成の部分が見られます。まずは率先垂範の観点から、行政機関における取組の促進を図っていくということも、これは言うまでもありません。

このような取組を通じて、まずは、私の政策集にも掲げておりましたが、障がい者実雇用率について4年間で全国平均レベルまで引き上げるとともに、その先については、さらに国の目標も見据え、2020年には法定雇用率1.8%を達成するよう、関係機関ともしっかり連携をして努力をしてみたいと考えております。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

全国ワーストワンを抜け出し、平均まで上げていくと。そして、2020年には1.8というものを確保していくという強い答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

障がい者の雇用につきましては、いろいろ企業が問題をやっぱり抱えておるわけですよね。その中で特にハード設備といったものに対して、バリアフリー化をするとかいろんなものが、当然やらないと確保できない面もたくさんあるわけですよね。これについては国の支援も当然あるというふうにお聞きしておりますけれども、県においてもこういった支援策というものをぜひ考えていただきたいと思っておりますけれども、知事、いかがですかね。

知事（鈴木英敬） 御質問がありましたように、実際に、障がいをお持ちの方に働いていただくときに、いろんなハードの整備が必要で、それがハードルとなってなかなか障がいを抱えている方を雇うに至らないというケース、

我々も聞いておりますので、そこを支援できるような施策についても少し議論、検討してみたいと思います。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） どうもありがとうございました。ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、障がい者スポーツについてお聞きをいたしたいというふうに思います。

障がい者のスポーツというものは、障がい者のリハビリテーションから始まり、楽しみや生きがい、仲間づくりのためのスポーツのほか、より早く、より高く、より強くといったものを目指して、自己への挑戦というものも続けるスポーツなど、いろいろなものがあるというふうに思いますけれども、多くの人たちがそれぞれの目標を持って取り組まれるようになり、体力の維持増進や生活の質的向上とともに、障がい者の社会的参加にとって重要な役割を果たすというふうに思っております。

近年ではパラリンピックによるアスリートの活躍も目覚ましく、2008年の北京大会においても、車いすの中で、レースで、三重県の伊藤智也選手が2種目金メダルをとったという活躍も、我々に勇気を与えているというふうに思います。

また、今年の10月に山口県で開催された全国障害者スポーツ大会では、個人競技で4選手が6種目で金メダルを獲得し、団体競技では視覚障がい者の野球競技グラウンドソフトボールで悲願の優勝を果たされたということは新聞の記事でも出ておりましたので、記憶に新しいことだというふうに思います。

この全国障害者スポーツ大会は国体と同様にスポーツ基本法に規定されている障がい者スポーツの祭典であり、毎年国体の後に開催されています。

三重県では先日、平成33年度に国民体育大会を三重県で開催したいと、文部科学省や日本体育協会に要望書を提出し、三重県議会でも国体招致の決議をしたところであります。

そこで、10年後の全国障害者スポーツ大会の三重県開催を一つのきっかけ

として障がい者のスポーツの参加意欲というものを向上させ、選手やチームの育成などの取組をもっと充実させていただきたいと思いますが、障がい者スポーツのさらなる普及、県民を挙げての機運の醸成に向けて、それらを担う障がい者スポーツ団体との連携や推進体制の強化を含めて、今後の障がい者スポーツの推進についての考えを部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 全国障害者スポーツ大会の三重県開催におきまして、より多くの県民が障がい者スポーツに関心を持ち、障がい者スポーツのすそ野が広がるよう、関係団体と連携いたしまして、障がい者スポーツの推進体制のまず強化を図っていきたく考えています。

また、障がい者スポーツに関する情報の発信、アスリートの育成、チームの育成、そして、障がい者スポーツ指導員等のボランティアの育成などにも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 水谷 隆議員登壇〕

39番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

障がい者スポーツにおいても、いろいろ要望があるわけでございます。この辺も、障がい者スポーツ協会という組織づくりというのも一つの方向性であると思いますが、こういったものをしっかりと三重県が支えることによって、障がい者の皆さんに対して、しっかりと夢と希望というものが持てるような施策というものをひとつぜひ考えていただきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

（拍手）

休

憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。私に与えられた時間は3分でございますので、どうぞ的確な御答弁をよろしく願いいたします。

本日は3問質問を用意させていただきました。時間配分は15分、10分、5分で御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、最初に、知事の人生観ではなく人事観についてお伺いをさせていただきます。

知事は今会議の議案上程日である22日に、みえ県民カビジョン及び行動計画の最終案、また、今後の行財政改革の取組を示す中間案、さらには来年度からの組織編成の見直しについて、その内容を発表いたしました。

私は、これらビジョン及び計画、また、行財政改革の取組については一定の評価をるところでありますし、組織の見直しについても、例えば危機管理統括監や雇用経済部など、知事の思いが感じられる改正であると思います。

しかし、これらビジョンや計画を示した今、今後最も大事になってくるのは、これらすべてを次年度から推進、遂行していくための、また、これら計画や改革を裏打ちするための人事、特に幹部人事であると考えます。

そこで、今回は、これらビジョンや行財政改革、また、組織の改正など、いわゆる鈴木県政の具体的な中身を示した今、その裏打ちとなるべき知事の

人事観及び人事に対する考え方について伺いたいと思います。よろしくお願
いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 中川議員からの私の人事観、特に来年度の幹部人事に当
たったのお話でありますけれども、私は、以下、今から申し上げるような点
をポイントとしてやってまいりたいと思っております。これ、ちなみに総務
部がつくった原稿を読んだらあかんと事前に議員から御指摘をいただいて
おりますので、私自身でしっかりと考えて思いを述べるものであります。

まず、1点目は適材適所。これは、改革等への意欲、能力、経験、実績、
こういうものを勘案した配置ということが1点目であります。

そして、2点目、私の足らざるところを補っていただく。やはり私一人で
はこの県政の運営は遂行できませんので、幹部を一つのチームと見立て、そ
のチーム全体で処理していくという観点から私の足らざるところを補って
いただくというのが2点目。

そして、3点目は、育成を心がけるということであります。次、あるいは
次の次の世代なども視野に入れた人事であるべきだというふうに思っており
ます。これまでの人事において、こういう育成という観点、これは非常に重
要であるんですが、まだまだ道半ばであるというふうに思っております。

そして、4点目、自分と似た価値観の者ばかりを身近にしたり厚遇しない
ように留意する。南極越冬隊の西堀隊長がこういう言葉をおっしゃっておら
れます。同じ価値観の者でなし遂げたものは足し算、和にしかならないけれ
ども、異なる価値観の者となし遂げたものは掛け算、積になるということで、
異なる価値観が力を合わせるほうが大きな組織力を発揮するという観点から、
自分と似た価値観の者ばかりを身近にしたり厚遇するのではなく、いろんな
価値観を持った人を登用していくということを考えております。

そして、五つ目、これは、内外からの人望であります。やはり、最後はと
うか、人が仕事をするものでありますから、あの人が言うならということ、
あるいはそういう心を打てるような、そういう内外からの人望、こういうも

のも重視してやっていきたいなと思っております。

なお、人事につきましては、定年退職される方の人数、いろんなことの関係もありますから、来年度、再来年度と引き続いて大幅に行っていく必要がありますので、1年だけではなく数年にわたり、第1弾、第2弾というふうに考えていく必要があるというふうに考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

御自身の思いを語っていただいたかというふうに思います。1点目に適材適所、2点目に自身の足らざるところを補っていく、3点目に育成を心がけていく、そして、4点目に違った価値観の人を配置していく、そして、5点目に内外からの人望がある方を考えていく、このようなお話をいただいたかというふうに思っております。

3点目の育成を心がけるということで、次だけではなくて次の次を見据えていくという、その視点、私は非常に重要であるというふうに思っておりますし、また、最後の人望、内外からの人望があるかどうか、やはり組織といっても最後は人です、人がつくり上げていくのが組織であると思しますので、そういった意味において、人が仕事をするという意識で考えていきたいというお話、非常に共感を持たれた内容をいただいたというふうに思っております。その上で幾つかお伺いをしたいというふうに思います。

まず、組織の見直しに関連をしてお伺いをいたします。

知事は今回、組織の見直しを発表いたしました。最初に申し上げたとおり、私を見る限り、今回の改正は知事の思いも相当入った思い切った改正であるというふうに思っております。このような思い切った改正のときには、そのスタート時において、平成24年度スタートですけれども、その部局の長、特に危機管理統括監や戦略企画部、また、雇用経済部など、知事肝いりの部の長及びそのポストには、その知事の思いのもとに、その部の使命を的確にとらえ、それを部内に明確に伝えた上でともに行動できる人を配置することが大事になってくると思います。こういった点からも、先ほどの知事の人事観

は、私は非常に共感をいたします。

そこで伺いますが、私は、本来組織と人事は表裏一体のものであるとの考えから、知事は今回、その組織改正の案を発表した段階で既にそれぞれの部の顔がある程度は見えていなければならないと思いますが、知事はその顔がある程度見据えた上で今回の改正案を発表されているのか、あえて伺います。知事（鈴木英敬） 今回の組織改正との関係でありますけど、今回の組織改正は、みえ県民力ビジョン、私がこの7カ月間の経験あるいは今後の三重県というものを考えた上で政策を実施するという観点からの組織改正であります。もちろん、先ほど議員も御指摘いただきましたように、組織に魂を込めるのは人事であります。そういう意味からも、組織改正を考える中で全く人の顔が浮かばなかったかということそれはうそになりますけれども、今回は政策の実施というのがメインの組織改正でありますので、そこにどういうふうな魂を込めていくかということの人事についてはこれから具体的な内容をしっかりと考えていきたいと思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

今回の組織改正は、やっぱり知事の思いが相当入っているというふうに思います。中には、この前全員協議会でもお話をしましたが、思いがあるんだけれども、以前あった部からの足し算だけでは成果の出しづらいうような、例えば雇用経済部なんかは、部署なのかなというふうに思っております。ここにどういった人材を充てることによって、いわゆるそれぞれから持ってきたものの単なる足し算で終わるのではなくて新たなものをつくり出していくのか、要するに知事の思いを的確にとらえて、それを部内のメンバーにしっかりと伝えてともに行動していける、その人材を配置していけるのかどうか、これが、毎年人事はあるわけですがけれども、やはりこの平成24年度のスタートにおいては非常に大事になる。ここをやっぱり様々考えながらやらないと、いわゆる平成24年度からの1年間を、極端なことを言うと棒に振る可能性もあるのではないかなというふうに思っております。

今回、非常にドラスチックな組織改正をされたと思います。非常に厳しい言い方をすればもう後戻りができない状況の内容をお示しになられたと思いますので、それが前に進むような、それも、和の足し算ではなくて積の方向でいくような、そういったものをお考えいただき、そして、しかるべきときにまた議会にも御発表いただきたいというふうに思っております。

さらに、知事の本気度についてお伺いをしたいというふうに思っております。

最後に大事になってくるのは、計画にしても改革にしても組織の改正にしても、やはり知事の三重県政にかける改めての本気度、それがこの内容に含まれていくのかどうか、さらにはそれが職員に伝わっていくのかどうか、ここが大事になってくると思います。少し雑な言い方をいたしますが、これら計画や改革も、それらを実際に進めていくのは現場の県職員であります。また、職員はこれら計画や改革が示された今、今後知事がどれだけ本気になって県政を推進しようとしているのかを見ているのではないのでしょうか。極端な言い方をすれば、知事の県政に対する決意やその腰の据え方によって、今後の職員の働き方も、また、これら計画や改革の実現度合いも違ってくる言っても過言ではありません。

そこで、あえて伺いますが、来年度からの真の意味での鈴木県政をスタートさせるに当たり、また、新たなビジョンに従って思い切った改革を示し、組織の改正も大胆に行おうとしている中で、今後どれだけ知事として勤めようとしているのかまでは伺いませんが、知事の県政に対する改めての決意、いわゆる三重県政への本気度について、県職員に対して、さらには県民に対してお訴えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

知事（鈴木英敬） 私の三重県政に対する本気度ということですが、4月21日に就任をさせていただいて以来、本日まで7カ月、様々なこともありましたけれども、自分としてはこの三重県政の知事という職のこと以外考えることは寸分の余地もなく、人生を賭して本日までやってきたつもりであ

ります。これは今後も変わらぬものであると思いますし、その覚悟で職に当たってまいりたいと思いますし、これから職員のみんなど、まだまだ私の思いを伝え切れていない部分もあると思います。あるいは、本当に本気なのかというふうに職員のみんなの中で思われてしまうようなことがあれば、それは僕の振る舞いの中にもまだ足らざる部分もあるのかもしれませんが。そういう意味で、これから自分の本気度、覚悟というものをしっかり伝えていく努力を日々しっかりとやってまいりたいと思います。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

その一言が私は聞きたかった。いろんな思いの中で、いろんな状況の中で知事に就任をなされたというふうに思います。失礼な質問だったかもしれませんが。しかし、知事は正直申しまして、この三重のお生まれでもございません。その中で、やはりこの三重県民の幸せを本当に思い、県職員の皆さんとともにどういう県政をつくり上げていくのか、それを、このビジョンと、それから計画、さらには改革をお示しになられ、そして、それに伴う組織の改正をした。ここで私はぜひとも聞いておきたいというふうに思いました。その一言をもって、やっぱり県職員の皆さんも、よし、この知事のもとでこの改革の実現に向けて、計画の実現に向けて頑張ろうというふうになると思いますし、我々議会も当然様々な政策議論を、時には厳しいやりとりもあるかもしれませんが。しかし、同じベクトル、方向に向かってつくり上げていこうという思いに立てるのではないかなというふうに思います。

いつどこに行っちゃうかわからないような知事についていけるような人はいませんよ。我々もそういった人に対してやっぱり真剣な議論をしようなんていうふうには思いません。そういった意味において、今回具体的な内容が示された今、その思いを改めて確認させていただきたいというふうに思いました。失礼な発言がありましたらこの場でおわびを申し上げ、次の質問に移らせていただきたいというふうに思っております。

2点目は、県民の命と健康、生活を守る各種基金事業の継続についてお伺

いをいたします。

安心社会を構築するため、国においては、平成21年度及び22年度の補正予算において、医療や介護の充実、また、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、本県をはじめ地方自治体における迅速かつ柔軟な取組に対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了をいたします。中でも、これから紹介する基金については、実施主体である市町をはじめ、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっており、県民の命と健康、そして生活を守る上からも、こうした基金及び基金事業は来年度以降も継続するべきであると私は考えております。

具体的には、その一つは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金であります。これは、地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種については、予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで、この基金を継続するべきであると考えております。

そして、次には、安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金が挙げられます。保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心こども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について、政府は新たに創設をする子ども・子育て新システムの中で対応するとしていますが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応で継続をするべきであると考えます。

また、四つ目は介護職員処遇改善等臨時特例基金ですが、これは、介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設をし、今年度末まで予算措置されておりますが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか、介護報酬によるのか、方向性がまだ見えておりません。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、仮に介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を継続の上、積み増しをし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置するべきであると考えております。

そして、最後は障害者自立支援対策臨時特例基金でございます。

この基金は、障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施され、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されておる基金です。さきの9月会議において、その制度の存続について各種障がい者団体から提出され全会一致で採択をされました通所サービス等利用促進事業もこの基金をもとに実施されている事業ですが、こうした取組を切れ目なく支援するためにも、この基金の継続は今後必要であると考えます。

そこで、幾つか伺いますが、初めに、県としてはこれらの基金及び基金による事業のこれまでの有用性をどのようにとらえているのか、お答えをください。

次に、これら基金は原則的には今年度限りで終了するものばかりですが、来年度以降の基金の継続及び予算措置について、県は国に対してどのような働きかけを行っているのか、また、行ってきたのかお教えください。あわせて、現在までに把握している範囲での国の動向についてもお答えをください。

また、仮にこれら基金が今年度末で終了し、来年度の予算措置が国においてなされなかった場合、県及び実施主体である市町は、これら基金に基づく事業が県民の命や健康、また、生活を守るものばかりであるゆえ、間違ってもそれら事業をやめるとかその負担を利用者に求めるなどということがあってはならないと考えますが、仮にそのようになった場合の県及び市町の取組及び考え方について、その決意をお聞かせください。

また、あわせて、これは今年度からの事業であります、今年度4億円の予算で実施されております、高齢者などの日常的な支え合い活動の体制づくりのための地域支え合い体制づくり事業についても、非常に意味があり重要な事業であるにもかかわらず今年度限りの補助事業であるため、市町からは来年度もぜひ継続をしてほしいとの声が聞かれております。実際、今年度の採択額は4億円の予算額に対して2億円に届いておらず、このままではその予算の半分以上を国庫に返すこととなります。

私は、この事業についても前述の基金同様、強く国に対して来年度も継続

できるよう働きかけるべきであると考えますがいかがでしょうか。県のお考えを伺います。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 基金事業に関しまして御答弁申し上げます。

まず、基金事業の有用性につきましては、例えば三重県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金によります子宮頸がん予防ワクチン等の接種につきましては、子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たしているとともに、医療費を抑制する効果も期待できるものと認識しております。その他の基金事業につきましてもそれぞれ有用性があり、県民の命や健康、生活を守る重要な事業であると考えております。

これらの基金事業につきましては平成23年度末をもって期限を迎えるため、国の予算編成に関する提言活動、全国知事会を通じての要望活動等、あらゆる機会を通じて、平成24年度以降の継続、あるいは恒常的に実施する必要のある事業につきましては、制度の確立と恒久的な財源確保を国へ要望してきたところでございます。

基金事業にかかわります国の動向につきましては、例えば子宮頸がん予防ワクチン等の接種の実施につきましては、去る9月29日の参議院予算委員会におきまして厚生労働大臣が同ワクチン接種の継続方針を明らかにし、厚生労働省におきましては同ワクチン接種の定期接種化に向けた検討を進めているところですが、本年度中に定期接種化が行えなかった場合については平成24年度につきましても基金を継続する方針であるとしております。その他の基金事業につきましても現在、厚生労働省におきまして、継続等につきましても検討がなされているところでございます。

これらの基金事業につきましても、仮に継続等がなされなかった場合にありましては、利用者や事業者等へ与える影響、県の厳しい財政状況などを総合的に勘案して、その対応につきましても幅広く検討してまいりますが、いずれの基金事業につきましても、引き続き県単独で実施するには多額の財源を必要とすることから、極めて厳しい状況になるものと考えております。いずれ

にしましても、県といたしましては、これらの基金事業の継続等につきまして、引き続き国に対して積極的に要望してまいりたいと考えております。

次に、地域支え合い体制づくり事業に関してであります。これは、国の平成22年度補正予算におきまして、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に地域支え合い体制づくり事業分として200億円分が積み増しされ、三重県分として4億円が交付されました。

この事業は、市町、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働によりまして、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなど、地域におけます日常的な支え合い体制づくりに対して支援を行うものでございます。

本県では平成23年度におきまして、22市町、計61事業に対しまして約1億7400万円の補助金の交付を決定し、現在、それぞれの地域におきまして事業を実施していただいております。

地域支え合い体制づくり事業は事業の実施期間が平成23年度限りとされておりますが、地域の創意工夫により多種多様な取組を実施することができる有意義な事業であり、市町からも事業の継続につきまして強い要望が上げられております。このため、県といたしましてもこれまで、機会をとらえて国に対して事業実施期間の延長を要望しているところでございます。現在、厚生労働省におきましては、事業実施期間を1年延長することについて検討されているところでございますので、県といたしましてはその動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） 具体的な御答弁をいただき、また、国の動向等お話をいただき、大変にありがとうございました。

今紹介させていただいた基金に基づく事業は、やはり命とか健康、また、生活を守るものが多いんですね。やはり現場において非常に、これにより、

様々な状況が改善をした、また、向上をしたというお話をいただいております。

実は、なぜこの質問をあえてこの場でしようかと思ったかといいますと、国のほうで、この基金がそれぞれの地方自治体で余った場合、それを全部返納させて、それを来年度の予算に財務省は使おうというような一部報道が出たりしました。確かに復興費として重要な部分もあるんですけども、しかし、やはり我々地方議会としては、現場での、県民の命と健康、また、生活を守るものをどう確保していくのか、さらには守っていくのかという立場で、あえてこの場で確認をさせていただいたわけでございます。

地域支え合いについても1年間延長の方向があるという御答弁を今いただきました。早速、各市町に伝えて、さらにどういった事業を策定していくのか、このところ、お取組をいただきたいというふうに思います。

様々な国のほうに働きかけをしていくというお話をいただきました。こういった事業は大事だというお話をいただきました。どうなっていくかまだわからない部分も、正直、例えば介護報酬等の絡みとか、また、障害者自立支援法も、報酬で見るのか基金で見るのか、少しまだ読めていないところもあります。

1点確認します。どういった状況になっても県としてはこれらのサービスは後退をさせない、このようにお約束をさせていただいて結構でしょうか。この点、御答弁ください。

健康福祉部長（山口和夫） 国の基金の状況を踏まえまして、この影響も踏まえまして適切に対応していきたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） 適切にというのは非常に微妙な答弁でございますが、また次の場で具体的な方向が見えたときに議論をさせていただきたいと思っております。

残り5分となりました。三つ目に入らせていただきます。

最後に、これまでの質問からと題して、具体的には引火性溶剤を用いるド

ライクリーニング所の建築基準法許可申請への県の対応について伺います。

この問題については昨年11月の議会でも取り上げさせていただいたところですが、その折には、中小零細な事業所が多いクリーニング業者が、国土交通省からの指針に従い是正措置を講じるまでの猶予期間の確保及び許可のための申請手数料、これ、三重県は18万円ですが、の減免措置について、県の考えを伺いました。その際、植田総務部長からは、その手数料に係る事務を所管する担当部局において減免などの必要性などについて検討し、その他の手数料などとの関係なども考慮して必要と判断された場合には、税外収入通則条例の規定を適用し減免等の対象として対応していくとの答弁をいただき、また、廣田県土整備部理事からは、県としては現在その取り扱いについて検討している状況で、事業者の多くが個人経営者であること、また、違反に至った経緯、また、改修に要する資金調達など、それぞれの事情が異なることから、減免の取り扱いについては特定行政庁との合意形成が不可欠で、連携をとって早い時期に結論を出したいとの答弁をいただいております。

実は、この問題は本県だけに限った問題ではなく、現在においてもそれぞれの都道府県において、その解決に向け鋭意検討がなされている課題です。そのような状況の中、群馬県においては実際にその申請手数料について、先般、免除することが決定をしたと聞いております。

御承知のとおり、今回の問題は、これまで営業していたところが脱フロン化という時代の流れにより、洗剤を溶剤に変更したことにより違法状態となったにもかかわらず、事業所も行政もその事情を知らずに経過をしてしまったものであります。

そこで、改めて伺いますが、町なかでクリーニング業を営む大半の事業者が零細であることもかんがみ、これら事業者が安全対策を迅速に講じるためには、本県においても早急にこの許可申請の手数料の減免措置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、この群馬県のように既に減免措置を決定している都道府県及び減免について前向きに検討しているところがあれば、あわせてお教えてください。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） クリーニング店におきます建築基準法違反に対します県の対応状況についてお答えを申し上げます。

今年の10月31日時点の住居系及び商業系の地域に所在いたしますドライクリーニング店のうち、引火性溶剤に係ります建築基準法違反の物件でございますけれども、現時点118件を確認いたしております。うち、特定行政庁であります市が所管をしておりますものが92件、約8割となっております、減少の傾向になっていないというふうな現状でございます。

今日まで県では、先ほど申されましたけれども、昨年9月に国から通達を受けまして、猶予期間の設定と許可手数料の減免配慮について、特定行政庁と協議を進めてまいりました。現時点におきまして各市との対応状況が足並みがそろわんということで、現時点において一律的な取り扱いに対して合意に至っておらない状況でございます。

なお、現時点におきます全国的な状況把握でございますけれども、群馬県におきましては去る10月1日に、県を含むすべての特定行政庁におきまして許可手数料の免除が実施をされております。また、島根県におきましても減額の実施が行われるという情報をつかんでおります。その他8県におきまして、減免についての検討が現在なされておるといふ状況でございます。こういった他県の取組状況も参考に、引き続き特定行政庁であります市と早急な協議を継続いたしまして合意に至りたいというふうに思っております。引き続きクリーニング店に対しましても改善に向けた要請、指導を行っていききたいと思います。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

23番（中川康洋） ありがとうございます。

貴重な30分があつという間に終了をいたしました。今日聞かせていただいたこと、それを思いながらまた今後の県政に私自身として取組を行ってまいりたいと思います。

大変にありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。松阪市選出のみんなの党、中西勇です。よろしくお願いします。

本日は11月29日。皆さん御存じでしょうか。ごろ合わせでいくといい肉の日でございます。私、松阪市選出ですので、今晚は松阪肉、松阪牛、それと、三重県には伊賀牛もありますので、伊賀の方は伊賀牛を食べていただいて、おいしい晩御飯を食べていただいたらなと思っております。

それでは、短い時間、30分ですので、早速質問に入らせていただきます。午前中の質問でもございましたが、防災についての質問をさせていただきます。住民感覚というところで質問させていただきますので、よろしくお願いします。

東海・東南海・南海地震への懸念が強まる中、全国に先駆け三重県は、緊急地震対策行動計画と津波浸水予想図速報を作成されました。近々、国の中央防災会議による見直しが実施されると思います。正式な形でまた三重県のほうも公開されるとと思いますが、この速報を出されて各市町の意見はどのような意見があったでしょうか。個人の方からの意見も出ていると思います。紹介していただければと思っております。

例えば、松阪市では津波浸水はどれぐらいの高さで来るのだ、防潮堤は大丈夫か、古い防潮堤を早く直してほしい、民間企業の方では、土地の値段が下がっている、また、土地も売れなくなってきている、そんなような話も聞かせていただきました。そういう意見もたくさん三重県の中で出ていると思います。できれば、一度集約して聞かせていただけるとありがたい、今後役に立つと思います。

そして、皆さん御存じだと思うんですが、ここに、三重県防災ガイドブック、（現物を示す）これ、3月に改訂をされているんですが、中身を見ると非常に内容のいい小冊子でございます。地震の起こることも含めて、台風の

災害、いろんなことが載っております。この部分について、各市町のほうで、住民の方が欲しいと、この3月の地震を受けて、欲しいと言われる方がたくさん増えているように聞いております。そういう中で、今後この、(現物を示す)中身は変えていただかないかと思いますが、増刊も含めてどれぐらい製作されて、どのように配布していくのか、予算も含めて聞かせていただきたいと思います。

ここで少し事例を紹介したいのですが、和歌山県では8月に入って、防災・減災対策の総点検が実施されております。中でも私が注目したのは、避難場所等の見直しのところで、浸水予想図、津波到達時間を考慮して緊急避難先を分類して、各地区の単位で安全レベルを設定されています。こういう取組は全国でも初めてと聞いております。津波による避難時、避難場所を数値でわかりやすく決めているところです。避難はしたが津波は来ている、1階部分ですね、津波浸水予測地域にある避難ビル等に対して、この避難所はレベル1、津波のおそれがない避難所、津波は、はたまで来ていないと、そういうところをレベル2、そして、避難路整備をきちりされて、全く津波のない、被害のない、そのような避難所をレベル3と、そのように決めてみえます。これはすばらしい取組でテレビとかラジオでも紹介されておりましたが、こういった取組に対してどう思われるか、聞かせていただきたいと思います。

また、先ほど中川議員のほうから基金の話もございました。そういう基金を使って、中身は、細かい部分、今、中川議員が質問されましたのでその部分は省かせていただきますが、事例をちょっと紹介させていただきたいと思います。

先日NHKの津放送局で、河芸の上野小学校での取組の紹介がございました。これは、パソコンを使って、地図と、それから地域をタウンウォッチングして、危ないところとかそういったことをその地図上に載せるというものであります。そして、松阪でも社会福祉協議会が主になり、要援護者支援システムの構築モデルということで、モデル地区を決めて取り組んでみえます。

そのモデル地区の、これが地図の紹介でございます。（パネルを示す）ちょっと見ていただくとわかるんですが、まだ完成品ではございませんが、要援護者防災カルテというのが松阪ではしっかりつくられておりました。これは紙ベースでということなんですけど、ここの地図の部分なんですけれども、この中に、この地図のデータというか、呼び名としては、ジオグラフィック・インフォメーション・システム、GISというんですが、そこに、左端、エクセルのデータをここに落として、要援護者の家とか、また、災害の危険性のある場所とか、山崩れとか、そういった危険性のあるところ、また、消火器のあるところ、消火栓のあるところ、そういったことを一目でわかるようにしているということです。

この中で、自治会単位でこの地図をつくり各戸に配布すると、そういったことをすることによって、有事のときに自分の家族や近所の方の安否確認がすぐできるというようなものでございます。こういった部分、非常によいことなので、先ほどの基金を、今年終わるといような話がございましたが、しっかりその辺、予算としてとればやっていただいて、国のほうからの支援が終わっても続けていただきたいなと私も思っておりますので、この点について、ちょっと当局の答弁を聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうから、まず、津波浸水予測調査に基づき、どういう意見があるのかということで答弁をさせていただきます。

津波浸水予測図、まだ速報版でございますけれども、公表した後、県民の皆様からも3日間で100を超える問い合わせが寄せられました。

内容といたしましては、まず、この調査の前提条件はどういう形でやっているんだとか、例えば浸水予測図をどうしたら手に入れられるのかとか、例えば前回調査と比較してどのように変わっているのかというような問い合わせが多数でございました。また、浸水深の階層の色合いが非常にわかりにくいのでもう少しわかりやすくしてほしいというような御意見もいただいております。

寄せられた県民の皆様の意見につきましては、現在、市町ともいろいろと意見交換をしております。市町からもいろんな改善意見をいただいておりますので、津波浸水予測図の確定版の作業に向けて、そうしたことについてもできる限り対応していきたいというふうに思っておりますのでございます。

次に、三重県防災ガイドブックの配布の状況でございますけれども、平成23年3月に時点修正など行いまして、約1万5000部を印刷しております。

現在、この活用方法といたしましては、在庫がないという市町のほうからの問い合わせもございますので、そちらのほうに配布をさせていただいたり、また、自主防災組織なんか地域で実施しております学習会なんかでの資料に使いたいという申し出もございますので、そういうところを中心に提供しておるところでございます。

今後、その残部がなくなってくれば必要に応じてまた増刷していきたいというふうに思っておりますし、県といたしましても、この津波浸水予測図でありますとか、さらには新地震行動計画とか、新しい被害想定等々も予定をしておりますので、そういうのも含めていろいろと改訂とか、そういったことも今後検討していかなければいけないのかなというふうに思っておりますのでございます。

それと、和歌山県の取組を御紹介いただきました。今回の東日本大震災を踏まえまして、多くの県でも、防災対策の見直しなり、いろんな取組をされております。三重県でも津波浸水予測調査を行うとともに、備えるとともにまず逃げることを基本方針に、緊急地震対策行動計画を策定したところでございます。

現在、この取組について市町とともに、新しい津波浸水予測調査結果に基づきまして、浸水想定区域内にある避難所について、例えば高台に移設してはどうかとか、高さが十分に確保できていない地域につきましては津波避難ビルを指定するとか、あるいは避難タワーを整備するとか、そうしたことにつきまして、各地域に応じた津波避難体制について市町の皆さんと意見交換を進めております。

また、学校につきましても、新しい津波浸水予測調査結果に基づきまして再度、避難経路とか避難場所の安全確認を実施しておるところでございます。和歌山県の事例につきましても、今後こうした取組をまとめて、県としても、いろんな避難所の基準とか、そういったことも検討していきますので、一つの取組をこれから県が取組を進める上でも参考にさせていただきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 私からは、地域支え合い体制づくり事業に関しまして御答弁申し上げます。

本県では平成23年度におきまして、22市町、計61事業に対しまして約1億7400万円の補助金の交付を決定いたしまして、現在、それぞれの地域におきまして、地域の創意工夫によりまして多種多様な取組が実施されているところでございます。その中で、ただいま御紹介にありました津市ですとか松阪市では、要援護者等の見守り体制づくりなどが進められているところでございます。

地域支え合い体制づくり事業につきましては、事業の実施期間が平成23年度限りとされておりませんが、大変有意義な事業でありまして、市町からも事業の継続につきまして強い要望をいただいております。このため、県といたしましてもこれまで、機会をとらえて国に対して事業実施期間の延長を要望しているところでございます。現在、厚生労働省におきまして事業実施期間を1年延長することについて検討されているところでございますので、県としましてはその動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） ありがとうございます。

しっかり見直して県民の方にわかりやすい方法でしていただきたいと思えます。それと、地域の支え合いの体制づくりに対しては各市町と連携してし

っかり継続していただければと思っておりますので、よろしくお願ひ
します。

それでは、二つ目の質問に入ります。

伊勢総合庁舎整備工事についてですが、私は11月22日に、平成22年度決算
に対しての反対討論の際にも伊勢総合庁舎整備工事について簡単に触れまし
た。本日は、その疑問点をちょっと掘り下げて、具体的に質問をさせていた
だきます。1点ずつ質問しますので簡潔にお願いしたいと思います。

まず、1点目の質問ですが、伊勢総合庁舎建設工事における建築確認申請
前の時点、平成20年5月から12月までの間で、三重県建築基準条例第6条、
がけ条例違反の認識があったかなかったかをお聞かせください。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） 三重県建築基準条例第6条に違反をしてお
たかどうかの認識でございますけれども、設計当時、三重県建築基準条例た
だし書きによりまして違反をしていないという判断をいたしておったところ
でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） ここで言うがけ条例は、隣地にがけがあれば建物をがけ
の高さの2倍以上離す計画をしなければいけないという条例です。しかし、
例外がございます。

例外の1です。がけが宅地造成等規制法施行令に適合する擁壁で覆われて
いる場合。例外2、土質は土質試験等に基づきがけ崩れによる被害を受ける
おそれのない場合。この二つが例外でございます。

ここで少し時系列で説明させていただきますが、建築確認申請前の平成20
年5月に、性能評価機関の日本E R Iから、がけ崩れの危険性について、建
設予定地は土砂災害危険区域から100メートル程度しか離れていませんが建
築計画に問題はないかと指摘され、これに対し構造設計担当者は、敷地外周
には宅地造成等規制法に沿って擁壁が設けられ、擁壁には明確な亀裂や劣化
が見られないことからがけ崩れは起こらないと、現状と違う回答をしていま

す。

そこで、少し資料を見ていただきます。このパネルですが、（パネルを示す）2の1、これは配置図です。この中に、白黒で皆さんに資料は行っていますが、この赤のラインがちょっと入っているんですけど、現状の部分を含めて入っております。断面図があります。（パネルを示す）この3枚、手元に資料が行っていると思いますので見ていただければと思います。

この部分を現状客観的に見ると、今言った例外1のがけの擁壁は、表面が隠れるほど草木が生い茂り、水抜き穴が大幅に不足し、玉石積みも抜け石がありゆがみ現象が見られ、最高でも5メートル以下という高さ制限も超え、宅地造成等規制法施行令の規定から大きくかけ離れていることが確認申請時の添付図面断面図の写真からも一目瞭然でございます。

例外2の土質は、転圧不足の緩い盛土で、区画ブロックにひび割れや傾斜が目立ち、確認申請の切盛の区分、切土とか、土質、軟岩以上の記載が事実と反し、異なり、がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合には該当しない。これも一目瞭然でございます。

もう1点、確認申請の添付図面では、切盛の区分、土質の事項のところ「ボーリング調査結果より」と記載されていますが、この証明したボーリング調査結果がないことも県土整備部のほうでは知っているはずでございます。だから、建築主事、この当時I氏という方ですが、退職されておりますが、申請のがけに関する記載の虚偽に気づきながら、平成20年12月19日、違法な確認済証を交付している可能性が否定できないわけです。

また、仮に建築主事が虚偽記載に気づいていなかったとしても、工事着工前、平成21年3月21日に開催された近隣説明会、住民の方から、南側の宅地は昔から地盤沈下で悩んでいる、家を建てかえたり修理をしながらやってきたと指摘を受けており、三重県は少なくともその時点でがけの状態が申請書の記載内容と全く違うことを確認しています。担当者の総括室長はそのような報告を受けたことはないと否定していますが、この説明会には三重県から、県民センター2名、管財室2名、営繕室1名の計5人、職員が参加しており

ます。内部の報告がなかったという言いわけは通用しないことは明らかです。

したがって、伊勢庁舎はもともと条例違反の建物であったか、少なくとも平成21年3月の住民説明会を受けた後であればわかったことです。認識していたことに間違いはないと思います。それにもかかわらず、三重県は工事の中止措置をとらず、違反建物の工事継続を指示し、そのまま完成させるに至っております。

ここで少し数値を入れたものを、パネルを見ていただきます。このパネルです。(パネルを示す)斜線の部分が4.31と数字が入っておりますが、この部分ががけ条例に違反しているため、この部分だけ離して建てる必要があったということなのです。

もう1点、ちょっと白黒で皆さんには行っているので文字が見にくいと思いますが、今の、現状のがけの状態を、写真を撮ってきております。(パネルを示す)11月9日の写真でございますが、一番上、右左ですが、先ほどの建築申請のときの写真と見比べてもほとんど変わりありません。その下が生い茂っている状態でございます。ここの現場の写真を見ていただいて、議員の皆さん、県民の皆さん、どのように本当に思われるでしょうか。おかしいと思うのは私だけでしょうか。

そこで、2点目の質問をさせていただきます。

がけ条例違反に、県土整備部はいつの時点で違反を認識したのか、教えてください。

県土整備部理事(廣田 実) お答えをいたします。

工事中でありました平成21年の11月下旬に当該擁壁の上部に位置をしております宅地及び住宅、建物に変状が発生をいたしました。そのために、当該宅地におきましてボーリング調査を行ったところ、住宅敷地の土については締まりの弱い盛土であるということが判明をいたしました。そのことから、擁壁部におきまして当初予想しておりました安全性に危惧があるという判断から、平成22年3月ごろには建築基準条例の第6条に抵触をするという状態であるという認識を持ったところでございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） ちょっと認識の日にちがずれているようですが、その部分、私は最初から認識があったのではないかとこのところで、このパネルを少し見ていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）これは、先ほども、午前中議員のほうからも出ておりましたが、斜線の部分が、土砂崩壊危険区域とか、呼び名はいろいろあるんですが、今までの旧庁舎と、今新築の部分は載っておりませんが、そのすぐはたに崩壊地区がずっと出ております。

これは、昭和53年3月2日に三重県が告示第103号として出されているものです。それが、どんどん進化もしておりますし、新しい調査もありますのでどんどん変わっておりますが、これ、三重大の先生に依頼をちょっとお願いをしまして、もう少しわかりやすい状態をつくってほしいということで頼んでこういうふうに出していただきました。これとほぼ同じものがホームページ上も出ております。こういう状態で工事が、更地に今はなっていますが、そこに建てる状態にするという時点でこの状態がわかったと僕は判断をしたいと思います。この部分が問題だと。

こんな事例がございます。私、設計事務所関係もしておりましたので、設計事務所関係の経験をしてみえる方ならあると思うんですが、がけ条例に物件が違反をしているというか、接近をして建てようとしたら、県土整備部の方にこのようによく言われます。がけに関して安全確認をしてください、構造上崩れない確認をしてください、がけの調査をしてください、もしくはがけから高さの2倍以上離して計画をやり直してください、そうでなければ建築確認をすることができません、このように県土整備部の方はいつも対応してきていたように思います。

だから、指導的な役割を持つ県土整備部内で建築確認の虚実申請がまかり通っておったのではないかと、そのような前代未聞の茶番劇としか私は思えません。こんなことが二度とあってはならないと思っております。

それでは、3点目の質問、もう時間が少なくなってきましたが、もし隣地を買い取りできなかつたらどのようにするつもりだったのか、答弁いただき

たいと思います。

県土整備部理事（廣田 実） お答えをいたします。

結果的に、今の現状の擁壁を安全な形にするということで考えておりました。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） わかりました。

それでは、ちょっとまたパネルを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これ、現状の新築工事、もう建物が完成しておりますが、その下の部分に出ているのが隣地の住宅地の状態です。今、建物は建っていない状態でございますが、こういう状態で建っております。

もう一枚、（パネルを示す）これは完成した状態でございます。11月9日に現地に行って、私、撮ってきました。そこに黄色のラインで入れてあります。オーバーしている部分が4.31と数字上で入れてあります。右側の草が茂っているところががけでございます。その上に住宅が建っていて、この住宅はもう既がない状態でございます。

これを見て皆さん思われると思うんですが、当然あくまでも現地の住宅の安全を重視して買い取りありきの結論をされたように私は思うんですが、もちろん住民の安全は大切なところです。南側の隣地の住宅地で発生した地盤沈下やひび割れに対して三重県が選択した3億9000万円の移転補償費の支出は県の法的な義務を著しく超えた過大な対応であり、税金、公金の不適切な使用に当たるのではないかと考えます。議員も県民も、この隣地を県民の税金を使って買い取る理由がわからないのです。昨年10月の一般会計補正予算（第6号）の上程理由は土地、家屋の移転補償とされ、がけ条例違反の解消という別の理由が隠されていたのではないかとはい切知らされておりません。議員にも県民にも重大な事実が隠ぺいされて議案が上程され、議決されたこととなります。いま一度、県民に理解できる説明が改めて必要だと思っております。

この土地が確認申請当時安全であるという資料や県土整備部内部の調査手

ームの資料の提出をもう一度してください。そして、この問題に対して第三者による調査チームをつくっていただき、調査を早急に実施してください。そのためには、本日11月29日に入札が行われているこの問題のがけの、のり面改修工事は、新たな調査報告が県民に理解できるまで、工事の着工を中止していただきたいと思います。

最後に、鈴木知事に、第三者チームの立ち上げとのり面改修工事の一時中止を約束していただけるでしょうか、知事の見解をお聞かせください。知事（鈴木英敬） 伊勢庁舎整備に際して被害を受けられた方々への誠意ある迅速な対応と、工事継続に伴う不安を払拭するためにも原因の特定が必要との認識から、当時、原因特定のために影響調査チームを設置しました。メンバーは県の技術職員で構成しておりましたので、専門家の助言を受けながら調査を取りまとめ、さらに、その影響調査報告書については3名の学識経験者からおおむね妥当であるとの所見もいただき、第三者による一定の意見の聴取を経たものと聞いております。

一方、庁舎建設工事を請け負った建築JVの方々から、11月25日に三重県建設工事紛争審査会に対して、工事の一時中止に伴う経費の全額を追加請求する旨の調停申請がなされたことから、今後、第三者である弁護士等で構成される審査会において審査される段階となりましたので、私としては、改めて第三者委員会を立ち上げることはせず、審査会に判断をゆだねたいと考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） 時間がなくなりましたので。

私は三重県政の無駄をなくしてほしいわけです。そして、今言われた有識者も入った調査があるということであれば、それをきっちり見せていただきたいのと、そのように思っておりますので、真実はどこにあるのかしっかり確かめていていただきたいと、そのように思っております。

時間が来ましたので私の質問を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願いします。どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 3番 藤根正典議員。

〔3番 藤根正典議員登壇・拍手〕

3番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。本日最終5番目ということで大変お疲れだとは思いますが、しばらくおつき合いをお願いいたします。

今回は、現在切実な問題である地元の課題を中心に質問をさせていただきます。

最初の質問は、紀伊半島大水害からの復旧、復興についてです。

11月28日、昨日付の被害状況報告を見せていただきましたが、台風12号、台風15号に合わせて県内の被害状況は、人的被害は、亡くなられた方がお二人、いまだ行方不明のお方がお一人いらっしゃいます。負傷された方が15人。住宅被害は、全壊84棟、半壊1097棟、一部損壊72棟、床上浸水705棟、床下浸水837棟に上っています。そして、多いときで300人以上が、少ないときでも200人以上が、そういう方たちが避難所での生活を長くなされていらっしゃいました。現在も熊野市で7人の方がお寺での、これは自主的な生活ですけども、続けていらっしゃいますし、紀宝町では11人の方が集会所での避難生活を送られています。

農水商工関係の被害は約201億6900万円、公共土木施設では972カ所、約255億円に上り、そのほかにも、紀南高校、木本高校などの県営の施設や自然公園などにも大きな被害が出ています。家屋や家財、土砂などの産業廃棄物は、3市町全体で約1万9300トンにも上りました。

改めまして、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、住宅、農地、店舗など、水害の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

災害発生以来、県当局には各市町と連絡をとって対応に当たっていただきました。9月4日からの救助活動に始まり、被災者支援、被災自治体支援に

延べ1538人の職員の方にかかわっていただきました。また、産業廃棄物の運搬や給水活動などに延べ1814人の各市町の職員の方にも携わっていただきました。そして、地元市町職員の皆さんや消防団の皆さん、自主防災組織の方々、救助活動や被災者支援、応急復旧作業に対応していただきました。さらに、全国からたくさんのボランティアの方に来ていただき、熊野市、御浜町、紀宝町において、家屋の片づけなどに汗を流していただきました。その数は合計で7991人になっております。ボランティアの方がいなければ到底片づけることはできなかった、そういうお話をたくさんお聞きいたしました。助け合い、支え合いの気持ちの大切さを改めて実感しています。今回の水害から復旧作業にかかわっていただきましたすべての皆さんに感謝を申し上げます。

また、県当局には国に対して早急な災害復旧要請をしていただきましたし、国も激甚災害の素早い指定を決定してもらえました。そして、復旧作業と被災者支援のための287億円余の補正予算を提案いただいて、10月24日、全議員の皆さんの御理解をいただいて可決していただきました。国の被災者生活再建支援の各種制度とともに、それを補う県独自の半壊・床上浸水被災者への支援など、そういうものについても、地元からは大変ありがたいという声を多数聞かせていただいております。

さて、被災地は災害から80日余りが過ぎ、ようやく少しずつではありますが落ちつきを取り戻しつつあります。しかし、まだ、先ほども言いましたが、避難生活をされていらっしゃる方がいらっしゃいます。また、修理途中の家での生活を再開されている、そういう多くの方もいらっしゃいます。多くの方が、荒れた地域の姿やこれから先の暮らしにまだまだ不安を感じているというも事実であります。

そこで、最初にお聞きしたいのは、今後、水害からの復旧についてのスケジュール的なものです。海岸堤防や河川、道路、田畑、山林など、たくさんの被害が出ております。そのような場所についての復旧の見通し、そして、復旧完了の予定等、どのあたりを考えていらっしゃるのか、お聞かせください

い。また、農業については、米農家の方たちの心配は、復旧が来年の田植えに間に合うのか間に合わないのかというあたりです。被災した米農家の来年の米の作付が可能なのかどうか、その辺もあわせてお聞かせください。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから、森林と林道の復旧について答弁いたします。

まず、森林の山地災害につきましては、県内9市7町で127カ所、被害額約100億円となっております。

これら山地災害の復旧につきましては、災害が発生した年に全体復旧計画を策定いたしまして、緊急度の高い箇所から実施し、おおむね3カ年で復旧することとしております。一般的な復旧進度は、当年度30%、2年度が累計で80%、3年度100%というふうになってございます。

具体の箇所を申し上げますと、例えば熊野市五郷町の寺谷地区の被災現場では、今年度に、国の災害関連緊急治山事業、これを実施し、次年度以降は治山激甚災害対策特別緊急事業によりまして、平成24年から25年度で復旧する計画でございます。

今年度の施工分につきましては、9月末に林野庁に復旧計画を提出し、現在、財務省の査定結果による事業決定を待っているところです。国の事業決定は12月上旬の予定と聞いており、事業実施が決まれば現地の測量設計を実施し、年度内に工事の契約をし、平成24年9月末ごろの工事完了を見込んでいます。

それから、林道の施設災害につきましては、10市8町、306路線、907カ所、被害額約36億円となっております。

林道施設災害の復旧につきましては、本年の11月から1月にかけて国の災害査定を受けた後、順次工事に着手しながら3カ年で復旧するというようにしてございまして、これも一般的な復旧進度を申し上げますと、当年度は85%、2年度98%、3年度100%という計画でございます。

具体的な例といたしまして、熊野市内の新鹿地区と小又地区を結びます計

画で施工中の県営林道浅谷越線につきましては、路肩決壊、のり面崩壊など、6カ所の被害がございました。平成23年11月28日から12月1日にかけて災害査定を受け、事業費の決定後、全6カ所につきましては平成24年2月に工事の契約を締結して、平成24年11月末ごろの工事完了を見込んでいると、こういう状況でございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 私から、被災した農地や農業施設の復旧と来年の米の作付の見通しでございます。お答えいたします。

紀伊半島大水害によりまして、農地、農業用施設は大きな被害を受けておりまして、大量の土砂が流入した農地やあぜの崩壊だけでなく、頭首工の流失などにより用水が確保できない農地も多くなります。

農地、農業用施設の復旧につきましては11月24日から国による災害査定が始まっており、12月22日には災害査定が終了し、その後、各市町において復旧工事を進めていただくことになっております。

県としては、早期復旧に向けまして市町へ技術職員を派遣しますとともに、査定を簡素化を国へ要望してまいりましたが、被害規模が大きいと、復旧作業が来年の作付に間に合わない地域もあることが懸念されております。このため、頭首工の流失でありますとか用水路の崩壊など、復旧に時間が必要な施設につきましては、災害用応急仮ポンプを確保するなどの工夫によりまして、少しでも多くの農地が作付できるよう支援してまいりたいと考えているところでございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 公共土木施設の災害復旧のスケジュールについてお答えいたします。

今回の台風12号、紀伊半島大水害によりまして、熊野地域を中心に、県管理施設においては、河川、海岸、道路など525件、金額にして199億円余りの被害が発生しております。このうち被害の著しい箇所につきましてはこれまでに応急対策工事は既に終わっておりますが、この525件の本格的な復旧に向

けた災害査定ですが、10月31日から始まりまして、現時点で332件が終了しております。残る箇所についても12月16日に終了する予定でございます。市町の災害についても同様のスケジュールで進んでおります。

災害査定が終わった箇所につきましては工事発注の準備を進めていきますが、特に通行の制約等がある道路、あるいは次期出水までに安全を確保する必要がある河川など、緊急性の高い箇所から優先して工事に着手し、全体箇所数のうち7割程度、平成24年度、来年度中には完成したいと思っております。

残る3割ですが、これは用地買収が必要な箇所とか大規模な箇所になりますが、平成25年度早期の復旧を目指しております。

また、熊野市内の井戸川については大きな被害を受けております。並走する県道七色峡線の復旧とあわせまして、災害復旧費に加えて改良要素も加えた改良復旧事業を実施することとしております。この復旧には、工事が大規模になることから3年程度はかかるかなと思っております。

今回最も災害箇所が多かった熊野建設事務所に対しては部全体で応援体制を現在とっておりまして、災害箇所の早期の復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） ただいま御答弁いただきまして、復旧に向けてのスケジュール的なものは確認をさせていただきました。やはり緊急性でありますとか危険性を考えて進めていただけるというお話でございました。

山林、林道については3年計画というような形で、ほとんど今年度、それから来年度初めあたりでいくのかなというような形を感じさせていただきましたし、それから、堤防、河川、道路についても今年中の査定を終えて、そして、来年1月からの順次作業というような形になってくるのだらうというふうに思いますし、その7割は今年度中、3割が来年度というあたりですので、こちらも来年度にほぼ復旧が終わってくるような状況で考えていただいているというふうに感じさせていただきました。

また、井戸川についてもお話をいただきましたが、ここは県道も含めまして、やはり総合的な防災対策というのを進めない大変危険な状況にありますので、今後とも徹底した安全な河川づくりというところでよろしくお願ひしたいと思っております。

ただし、1点農地につきましてはやはり進め方が同じような形で進んでいくというようなお話で、作付がかなり難しいというような、今可能性が出てくるというお話も伺いましたが、その作付ができる、できないというあたりのことが農家の方に伝わる仕組みというのがどのようになっているのか、お聞かせください。

農水商工部長（渡邊信一郎） 具体的に復旧作業をやっていただくのは市町のほうでおやりいただきます。したがって、地域の事情であるとか地域の営農の予定等も含めて、市町と通じて私どもも入りながら地域の方々に御説明させていただくということになるかと思えます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） 市町が中心になって農家の方への対応をしていただくという中へかかわっていただけるというようなお話だったというふうに思いますが、それにかかわって、地域の方、住民の皆さんがやっぱり不安に思っているらっしゃるのは、先ほど復旧のスケジュールを聞かせていただいたのもそうなんです、どのような形で進んでいくのか、あるいはいつごろ終わるのかというような情報がなかなか入っていかないというところなんです。それで、市町との連携は当然必要やと思うんですけども、地域からの要望があれば、今、農水商工部長からも御答弁いただきましたけれども、各地区で、例えば市町が行う説明会でありますとか、そういうところへかかわっていく、そういう機会をつくるとか、そういうような考えはお持ちかどうか、もう一度各部長にお伺いしたいと思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） 申し上げたように、まず地域でどういうふうに営農されていくかということが非常に重要でございますので、私ども、例えば復旧の職員も含めまして、こういう災害復旧をやる担当部局ともあわせ

てそういうことについても積極的に関与してまいりたいと考えております。環境森林部長（辰巳清和） 私ども森林関係の治山事業は、特に用地の同意とか、そういう部分についての地元の方の了解がございますので、市町の方にお世話になりながら地元の説明をして計画のほうは示していきたいと思っております。林道のほうは特に市町の事業主体でございますので、そちらのほうで説明するのかなというふうに思っています。

県土整備部長（北川貴志） 公共土木施設につきましても、その工事にかかわりましても地元の方々の御理解、御協力が絶対必要ですので、市町の方と一緒に連携して地元説明会等も開催していきたいと思っております。

以上です。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3番（藤根正典） ぜひ地元の方が安心、不安が取り除けるような形で、市町もしっかりやっただけのものと思っておりますので、そこへ協力をいただくとお願いしたいと要望させていただきます。

もう1点、河川からの土砂撤去については、午前中の長田議員の質問もありましたが、防災上大変重要なものだというふうに思っております。谷や川の近くでお住まいの方は大変心配しております。私の家のすぐ隣も川なので心配しております。繰り返しになるかもわかりませんが、今回の洪水で土砂がたまり、各河川の河床、それを取り除くということが大変重要な作業になってくると思いますので、県の管理河川の河床の土砂撤去について、もう一度確認をさせてください。

県土整備部長（北川貴志） 今回の台風によりまして、また新たな土砂堆積というのが大変増えております。10月の補正予算でもその辺は御承認いただいたところでございます。大量の土砂、河川にたまっている土砂の割合が高いものは災害復旧事業で、また、それ以下のものについては県単独事業で、あるいは砂利採取等も活用しながら、今年度、来年度、しっかり予算も確保したいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3番（藤根正典） 本当にもう河川が、河川の中から土砂、石があふれそうになっている、そういうところもありますので、よろしく御検討していただきたいというふうに思っています。

では、2点目の、水害にかかわる2点目といたしまして、9月の関連質問でも知事にお伺いをさせていただいたんですが、地域の復興と地域のコミュニティということでお聞きをしたいと思います。

水害時テレビで映像が流れましたが、紀宝町もそうですし、それから、ほかにも、ほかの地域、熊野市の市街地でも紀和町でも、御浜町でも、浸水に遭われた多くの方たちは自宅を再建し、何とか頑張っていこうとしていらっしゃる。しかし、一方では、家を失い市町のあっせんする住宅に入居されている方、親族、親戚を頼って市町内あるいは他市町へ移らざるを得なかった方もたくさんいらっしゃいます。各地域にお住まいの皆さんは、それぞれの地域がどうなるのか、どうしていけばいいのか悩みながらも今後を模索している状況があります。

紀宝町の浅里地区、ここは、熊野川沿いの、にほんの里100選にも選ばれた美しい農村でございます。今回、土石流と土砂崩れ、そして床上浸水で甚大な被害を受けました。新聞によると、住民の約2割に当たる8世帯21の方が地区外へ移住する意向というようなお話もお聞きしています。移住者が増えると地域としての機能が著しく低下する可能性もあります。そんな中で地区の方に伺うと、みんなで協力して何とか農業を復活させたいんだ、あるいはキャンプ場を復活させてもらって外からも浅里に遊びに来てほしいといった、何とか元気を出して頑張ろうという声もお聞きしています。

また、同じく熊野川沿いの熊野市紀和町小船というところがございます。テレビで2度ほど取り上げられましたが、被害のなかった家屋が避難所のお寺を含めて4棟のみというような壊滅的な被害を受けられました。毎年春には梅まつりでにぎわってきた地区ですが、こちらも限界集落と言えるような高齢化に災害が追い打ちをかけ、厳しい状況にあります。しかし、そのような状況でも、来年春の梅まつりは無理だろうとも思っていたが、支援してい

いただいた皆さんの力もいただいて、頑張っって開催しようじゃないかという方向で進めている、ぜひたくさんの方に元気をいただきたく、地域の再建に歩み始めていらっしゃいます。

多くの被災地で苦労しながら頑張ろうとしている方たちがいらっしゃいますので、ぜひその方たちを応援していきたいと心から思っております。

そのような中で、農業被害にかかわっても、先ほど御答弁にもありましたが、大変な状況があります。冠水した田畑には流木や流れてきた様々なごみが散乱し、砂や泥が多いところでは数十センチメートルも堆積しています。多くの農業機械も水没して使えなくなりました。田だけではなく、ミカンにも甚大な被害が出ています。今までのように個人が機械をそろえて農業を営んでいくということができているのかどうか、大変厳しい状況です。今、地元の農業関係者の方たちは、復旧についてどうしていけばいいのだろうということを実際に、いろいろお話し合いをされています。農家をグループ化して共同で農作業に当たれないか、農地を集約して規模を大きくして農業に取り組めないかといった、集団営農といいますか、農事組合法人といいますか、そういった農業経営の仕組みづくりも話題に上がっています。私も、農業の再建に向けての一つの方向性としてそのような考え方も必要ではないかと思っています。

そこで、農業をいかに再建するかが地域コミュニティ再生の非常に大きな柱を握っているということで、農水商工部長の農業再建についてのお考えをお聞かせください。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 今回被災されました集落におけます農業の再建についてお答えをいたしたいと思えます。

東紀州地域の水田農業は小規模で高齢農家による個別経営が多い状況にある中、紀伊半島大水害によりまして、先ほど申しました水田だけではなく、地域の共同利用施設でありますとか、多くの農業機械が甚大な被害を受けました。このため、緊急対策として、経営規模を拡大しようとする担い手農家

でありますとか、集落営農組織が小規模な農家、高齢農家等の農地、農作業を引き受ける際に必要となる農業機械・施設の修繕でありますとか導入に対する支援に向けて、現在、協議を進めているところでございます。

さらに、将来にわたって安定的に地域の水田農業を維持していくためには、地域で話し合いにより、意欲のある担い手への農地、農作業の集積でありますとか、兼業農家も参画した集落営農組織づくりが不可欠と考えているところでございます。

そこで、今回被災された地域につきましては、県の普及組織が中心となりまして地域の皆さんの意見を十分お聞きし、市町、農協等の関係機関と連携して、より効率的で持続可能な水田農業の仕組みづくりを促進してまいりたいと考えております。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3 番（藤根正典） 農地を荒らすということは農山村の景観を害しますし、獣害被害の拡大や農山村の元気も奪うことにつながります。今、御答弁いただきました。ぜひ県が、市町、そしてJAなどと連携協力して、経営規模の拡大あるいは農産物の高品質化、特産化など、そのような形を進めて、農業が持続していくような形での再建をお願いしたいというふうに思います。農業の再出発を模索する農家の人たちに元気を与えるような施策をお願いしたいと思います。

ある避難所の運営にかかわっていらっしゃった地元の方からですが、今回、避難所の生活は大変だったということなんですが、その中でも地域みんながつながりをもう一度考える機会になったということをおっしゃっていました。大変やったけれども、助けていただいた方、ボランティアの方、差し入れをいただいた方、そういった方の力も入れて、周りの人のことを考え、助け合い、譲り合うというような経験が自分たちのつながりを少しかもしれないけど強くしてくれたんじゃないかというようなことをおっしゃっていました。このようなことを考えている地域の人たちに、県も市も議会もしっかりこたえていかなければならないというふうに思っています。

二度と来てほしくはありませんけれども、水害はまたやっけてまいります。紀伊半島大水害にかかわって、先ほど紹介させていただいた地域の状況も踏まえて、復旧、復興に向けた知事の考え、決意をお聞かせください。

知事（鈴木英敬） 復旧、復興への思いということではありますが、今回、甚大な被害がありました。そして、先ほど藤根議員からも言っていましたように、いまだ7世帯11人の方が紀宝町で避難生活を余儀なくされている。これから寒い季節を迎えますので心配でありましたので確認をさせていただきましたら、その7世帯11人の方々は家屋を修繕すれば住める状態の住所地の皆さんであると、今、その施工業者、大工さんの順番待ちだということを知っています。それについても、一日も早くうちのほうに戻れるように、我々もしっかり支援していきたいと思っています。

被災者の方々の生活再建支援については、発災当初に災害救助法の適用、国の制度である被災者生活再建支援法も適用しました。県独自の制度として県内全域を対象に三重県被災者生活再建支援制度を設け、住民の方々の一日も早い生活再建を支援しているところです。また、国の平成23年度第3次補正予算の成立を受け、本県においても12月1日に補正予算を追加で提案したいと考えており、本格的な復旧、復興に向け、迅速に対応してまいります。

被災された方々の生活再建について、一日も早くもとの生活に戻れるよう、市町とも連携しながら継続的な支援を行ってまいります。10月31日には国と紀伊半島3県の復旧、復興に関する会議において、奈良県、和歌山県と共同で国に対し、道路等のインフラ整備とともに被災地域における産業、雇用の創造や、紀伊半島南部地域への誘客施策なども提案したところであります。

私自身も議員とともに、何度も被災地域の中に伺わせていただきました。つらい中でも明るく元気に心を合わせ、懸命に復旧、復興に向けて頑張っておられる皆さんの姿に触れ、何としても一日も早く復旧、復興を果たしていかなければならないと強い思いであります。

単なる復旧にとどまらず、先ほど議員からもありましたように、地域やコミュニティの特色を生かして、あるいはそれぞれが抱えている課題に対応

して、そういう活性化の取組を全庁を挙げてやれるようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3 番（藤根正典） 復旧に向けての強い思いを聞かせていただきました。住民の方が安心・安全に感じてもらえる地域づくりに向けて、情報公開も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、質問の 2 点目に移らせていただきます。

南部地域活性化プログラムと東紀州地域の振興についてです。

みえ県民カビジョンの行動計画最終案が提出されまして、（現物を示す）その中で今回、南部地域活性化プログラムというものが提案されております。そして、11月22日の全員協議会で来年度の組織改正についての提案もありました。政策部東紀州対策局が地域連携部南部地域活性化局という名前で改編され、南部地域活性化プログラムの中で東紀州地域の振興も含めて取組が続けられるということでした。

東紀州対策局は、平成16年11月の県議会東紀州地域経営創造会議の知事への提言を受けて、平成18年の組織改正で政策部内に設置されたと聞いております。

一つ目としてまずお聞きたいのは、今回、組織再編がされると、その予定であるということなんですが、これまでの東紀州対策局についての総括です。この6年間で東紀州対策局が果たした役割と成果についてお聞かせください。

2点目として、東紀州地域の現状についてどう考えているのか、お聞かせください。

そして、3点目として、南部地域という大変広いエリアの活性化に取り組むに当たって、同じ課題であっても地域によって温度差があるでしょうし取り組む方向性も違ってくるのではないかなと思ひますが、そこで、南部地域活性化局の中で、各地域の振興、そして東紀州地域の振興をどのように進めようと考えておられるのか、お聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 議員から御質問いただきましたもののうち、3点目の南部地域活性化局の体制について答弁をさせていただきたいと思います。

県南部では、第1次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出や高齢化が進行しており、依然として北部との経済的な格差が課題となっています。特に、東紀州地域についてはこれまでも、熊野古道センターや紀南中核的交流施設の整備、東紀州観光まちづくり公社における観光振興の取組などを進めてきたところですが、紀伊半島大水害からの復旧と復興に向けて、さらに取組を充実していく必要があります。

このため、13市町を対象に、若者に焦点を当てながら、だれもが住み続けることができる地域を目指し、市町と連携して南部地域活性化プログラムに取り組むこととしたいと考えております。プログラムの展開に当たっては、県があらかじめ取組方向を示すのではなく、対象地域の市町が中心となってそれぞれが直面する課題とアプローチの仕方を示していただき、その上で県が支援する仕組みをつくっていきたいと考えています。課題とアプローチの仕方によって取組が、例えば東紀州地域で完結するものもあれば、13市町すべてに及ぶもの、さらには対象地域外の市町と連携するものもあると思っています。

これまで行ってきた東紀州地域振興の取組については、プログラムの中でも取組の柱の一つとして構成していますが、施策においても位置づけており、引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

東紀州対策局という名前が南部地域活性化局という名前に変わることもあって、少し御懸念をされている点もあろうかと思えます。東紀州の対策ということでは、今回の災害もそうですけれども、私の就任後の動きや対応を見ていただければ御理解いただける部分もあると思えますが、思いを持って引き続き対応してまいりますし、一切後退させることはないということは申し上げたいと思っております。今回の体制はそういうものを実現する体制で臨

んでいきたいと考えております。

南部地域活性化局というふうになったからといって、すべてに広く薄く一律の、そういう対応をするというようなことは毛頭考えておらず、議員御指摘のとおり、地域ごとの課題に合わせて対応を行ってまいりたいと考えております。また、引き続き、東紀州対策はこの担当局の予算や施策のみが対象というのではなく、当然にして全庁すべての施策を活用できますので、その活用の促進や総合調整にも引き続き当たってまいります。

〔小林 潔政策部東紀州対策局長登壇〕

政策部東紀州対策局長（小林 潔） 東紀州地域の振興につきまして、知事答弁を補足させていただきます。私からは、1点目と2点目の東紀州対策局の成果と現状についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、県議会からの御提言を踏まえて、東紀州地域の自立に向けた取組への支援と県が行うべき活性化対策を総合的かつ重点的に推進するために、平成18年4月に東紀州対策局を設置いたしました。

これまでの取組の成果といたしましては、先ほど知事も触れましたけれども、地域のコーディネーターとして観光振興、産業振興、まちづくりに取り組む東紀州観光まちづくり公社を設立するとともに、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を整備いたしました。さらに、熊野古道を核とした地域資源を活用しながら、世界遺産登録5周年を記念した取組でございますとか、あるいは奈良県や和歌山県と連携した広域観光の取組でございますとか、あるいは伊勢と熊野を結ぶ熊野古道ウォークの実施などによりまして、平成22年の東紀州地域への観光入り込み客数は約161万人、熊野古道の来訪者数は約28万人と順調に増加してきているという状態でございます。

また、一方、紀勢自動車道などの広域的な道路ネットワークの整備、あるいは中山間地域の農業生産基盤整備、あるいは水産関係の養殖陸揚げの施設整備、また、かんきつ等の研究開発など、基盤づくりにおける取組も推進してまいりました。この結果、最近では、新たな商品開発、高付加価値化の商

品ですけれども、そういった開発も盛んに行われるなどの成果があらわれ始めてきているという状態でございます。

しかしながら、東紀州地域は依然として地域経済が低迷しており、就労の場が少ないということから若年層が流出して、過疎、高齢化が進行しております。また、この前の台風12号等による被害もでございます。このため、先ほど知事も申し上げましたけれども、東紀州地域の活性化対策は引き続き、後退させることなく東紀州地域の5市町と連携しながら一層推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） 知事からは、各市町中心だけでも、これよりも強くというお言葉もいただきました。若者中心にという支援ということもお聞きをいたしました。

また、現状認識についてもお聞かせをいただきましたが、この6年間、世界遺産熊野古道を中心とした、自然、歴史、文化を生かした県と対策局の様々な取組には敬意を表しますし、評価もしております。県と対策局の取組がなければ今以上に厳しい地域の現状というのがあったのかもしれませんが、しかし、さっき小林局長からもありましたが、東紀州の現状というのは、住民の皆さんとしてはまだまだ前進したということを感じることはできていないというのが実感ではないかなというふうに思いますし、自助努力だけでは現状を打開していくということは限界を感じざるを得ません。

先ほど知事の御答弁の中で南部地域全体として考えていくということだったんですが、厳しい状況を踏まえた上で、南部地域活性化局の体制として、まだ具体化しているかどうかは別としまして、東紀州はここが担当する、あるいは伊勢志摩はここが担当するといった、地域別のそういう組織の構成という部分については考えておられるのかどうかというところを確認させていただきます。

知事（鈴木英敬） 局の中の具体的な体制、それは、課とか室、そういうも

す。その中で雇用を取り上げてみますと、働く意欲がある人に生き生きと働ける場が確保されていないという不満を感じている意識、それが、北勢が50.3%、中南勢が53.9%、伊賀が60.6%、伊勢志摩が65.6%であるのに対して、東紀州地域は78.4%と、飛び抜けてといいますか、そういう状況にあります。

観光に関しても台風被害は大変なものがありまして、里創人熊野倶楽部、熊野古道センター、それから熊野古道のツアーといったものが前年度比で軒並み急激な減少ということになりましたし、地元の瀨流荘などの施設でも同様の結果になっております。

知事には東京での外資系セミナーでも熊野古道の紹介をしていただきましたし、それから、各市町長の皆さんも機会あるごとに熊野へいらしてくださいということをお願いしております。そんな中で、少しずつではありますが、10月以降回復傾向にあるように思っておりますが、今後さらなる観光振興の強化というものが必要だと思っております。

また、今回の水害を通じて、熊野県民センター及び各事務所の果たした役割は大変大きなものがあったというふうに思っております。知事は、県民センターなどの地域機関については平成25年度に見直しを行うということを提案されました。組織機構の改革が、行政のスリム化という名のもとに、人員削減や予算削減など、削減方向にベクトルが働くということが多いように思えてなりません。

南部地域の活性化についてお聞きをさせてください。

一つ目として、地元の就職、雇用についてです。

高校生の就職を含め、若い人たちが地元でもっと活躍できる就職支援、雇用対策についての考えをお聞かせください。

それから、二つ目として、今後の東紀州地域の観光振興についての考えをお聞かせください。

三つ目として、今後進められようとしている、県民センターなど地域機関の見直しの方向性についての考えをお聞かせください。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 南部地域活性化プログラムと東紀州地域の振興についての中での雇用対策という形の部分でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

県におきましては、全県レベルで行う雇用対策、雇用政策、それから、高校生等の就職、これは教育委員会のほうでやっておりますが、そういうものに加えまして、東紀州地域では、先ほど小林局長が答弁いたしましたように、東紀州地域の振興対策であるとか、それから、緊急雇用のための基金事業を活用しまして、熊野古道等の地域資源を生かした集客交流や特産品の開発、販路開拓による産業振興、こういうものをやってきました雇用機会の創出というものに努めてきておりました。今後もこれらについては全庁を挙げて、東紀州における当面の雇用の創出確保に努めていきたい、そういう形で考えております。

また、南部地域活性化プログラムにおきましては、さきに知事が答弁いたしましたように、東紀州地域の振興に加えて、やはり他の地域でも中長期的な観点から若者の流出のような問題が結構起こっておりますので、若者に焦点を当てた働く場の確保、定住を進めるための取組というのをやりたいと思っております。

この取組の展開については、県からというよりも市町のほうから、アイデア、こういうことをやったらどうだというような提案をいただきながら進めていきたいと思っております。それは、今、南部地域というのは13市町を考えておりますが、例えば東紀州の5市町でやっていく場合もあるし、東紀州以外の8市町でやっていく場合もあるし、まとめて13市町みんな取り組んでいくというような形のテーマの場合もあると思います。私は、そういうような形にして、今までの東紀州の対策よりもより以上の雇用に関する対策等が充実したものになるような形になっていっていったらいいなというふうに考えております。

また、雇用の確保については当然、一番最初に申し上げましたように全庁

的な課題でございますから、各部局の行う事業の総合的な調整、そういう部分もやっていって成果を上げていきたい、そんなふうに考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 私からは、地域機関の見直しについて御答弁させていただきます。

県民センターをはじめ地域機関につきましては、住民への窓口機能を有していることから、本庁に比べまして地域への影響は大きなものと考えております。このため、現行組織の課題の検証や十分な検討を進めた上で、平成25年度に必要な見直しを実施することといたしております。

地域機関の見直しに当たりましては、簡素で効率的、効果的な組織体制の構築を基本に、現場重視の視点、市町との役割分担、東紀州をはじめ各地域のそれぞれの課題や特性を踏まえた組織のあり方など、様々な面から十分に検討を行っていく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

〔小林 潔政策部東紀州対策局長登壇〕

政策部東紀州対策局長（小林 潔） 私からは、観光振興についてお答えをさせていただきます。

東紀州地域の観光は、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産に登録されたことによりまして大きな注目を集めるようになったと、そして、熊野古道センターや紀南中核的交流施設のオープンも重なって、東紀州観光まちづくり公社を中心に集客交流に取り組んできたということでございます。

具体的には、熊野古道を核とする地域資源を生かした観光の商品づくりや観光PR、それから、伊勢と熊野を結ぶウォークや二次交通の仕組みの構築などを行うとともに、中京圏からの誘客を図る熊野古道シャトルバスの運行などに取り組んでまいりました。さらに、地域の人々が世界遺産の熊野古道が持つ価値に気づき、守り伝えていく熊野古道まちなか案内所等の取組も進めてきたところでございます。

このような取組によりまして、先ほども申し上げましたが、東紀州地域へ

の観光入り込み客数が順調に増加してきているということでございます。こうした中、本年9月の台風12号等によりまして、先ほど議員も御指摘されましたけれども、熊野古道のツアー客数や地域内の主要な宿泊施設の利用者数が大きく減少するなどの影響が出ております。このため、三重県のホームページにおきまして、また、名古屋、大阪での観光展、物産展など様々な機会をとらえて、熊野古道伊勢路の正確な情報を発信しております。さらに、東京、大阪、名古屋などの旅行エージェントを訪問し、セールスを行ったところでございます。

平成24年度におきましても、台風12号等により被害を受けた東紀州地域の復興に向けて、観光キャンペーンや地域と一体となった交流イベントを行うとともに、世界遺産登録10周年や式年遷宮、それから、高速道路の概成などをチャンスとしたイベント、観光キャンペーン等の実施に向けた準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） 南部地域活性化局の中での地域振興ということで御答弁いただきましたけれども、広がったことがそれぞれの地域にとってプラスになるように考えていくということでしたので、ちょっと時間もないので、それが実際にどのような体制で、どのような形で、取組の内容とか、出てくるのかというのをもう少し見守らせていただきたいというふうに思っています。ただ、地域で頑張っている人たちがたくさんいらっしゃいますので、その方たちを下から下支えするような、そういう仕組みでありますとか、販路拡大でありますとか、そういうことも含めて、下から強力に地域のバックアップをできる、あるいは雇用を生み出す支援、そういうものをよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、地域機関につきましては、まだまだこれからということなんやとは思いますが、簡単な御答弁をいただきました。今後、活性化ということ、地域の活性化という視点を大事に見直しを進めていただくことを

要望したいと思います。

知事には災害にかかわって本当に何度も紀州に足を運んでいただきましたが、今後、産業振興、観光振興のためにぜひ足を運んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。皆さんもぜひ暖かい紀州へ、熊野古道へおいでくださることを期待しております。よろしく願います。

最後、3点目、三重の教育について質問させていただきます。

今年の3月に三重県は、「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」というのを策定いたしました。これは、今後10年先を見据えた教育の目指すべき姿とその施策ということで策定いただきました。

そこで、教育ビジョンにのっとった三重の教育の充実ということで、少人数教育の推進について質問をさせていただきます。

教育ビジョンでは、基本的な生活習慣や学力のより確かな定着、向上を目指し、きめ細かく行き届いた少人数教育を進めることを挙げていらっしゃいます。三重県は平成15年から、下限25人という制限はありますが、小学校1年生での30人学級、2年生、そして中学校での35人学級、また、小・中学校での少人数授業などのための教員配置というような形で少人数教育を推進してもらってきました。少人数加配については、定数、あるいは非常勤という配置で、学習意欲の向上やきめ細かな指導の充実ということだけでなく、子どもたちが落ちついて学習できる環境づくりや学習規律の定着についても効果を上げてきたと思っております。

そんな中、国の学級編制基準の見直しがありまして、今年度から小学校1年生に35人学級が実現し、概算要求では、来年、2年生にも導入というような形の要求になっております。ぜひ実現する方向で認めてもらいたいという思いではあります。

このような状況で、少人数教育の推進、充実にかかわって気になることが、私、今、2点ございます。

1点目は、国の定数改善と県の教員定数について、国の改善が進むことというのは大変いいことなんですけれども、全体として少人数教育なども含め

た教員定数の削減につながっては条件整備の改善にはならないということなので、県独自の取組としてこれまで進めていただいた少人数教育の推進、教育委員会としてさらに充実していただきたいと思っています。

2点目としては、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトにかかわる教員配置についてです。全国学力・学習状況調査の実施、活用と教員配置を関連づける考えがあるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思っております。

教育委員会として、来年度に向けての三重県の少人数教育の推進についての考え方、方向性についてお聞かせください。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 来年度に向けて、県の少人数教育についての考え方、方向性についてお答えを申し上げたいと思います。

30人学級をはじめ少人数教育のほうは、子どもたち一人ひとりの実態でございますとか各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進する上で非常に重要であるというふうに認識をいたしております。このため、御紹介がありましたように、本県ではこれまで、先進的に少人数教育の推進をしてきたところでございます。

本年度からは、国におきまして小学校1年生の学級編製の標準が35人に引き下げられ、あわせて、本県独自の30人学級の、これは下限25人でございますけれども、これの設定によりまして、国のほうの制度では対象とならなかったいろいろな学級等も含めて、少人数教育の充実につながったというふうに考えております。

一方、この制度の導入に伴いまして、国から加配の定数のほうが逆に24人削減をされたという状況がございます。来年度の概算要求のほうでは小学校2年生の35人の学級編制ということが今現在示されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、それが実現されましても加配定数が削減されるということになりますと、県全体での少人数教育にも影響が出るかというふうに考えております。このため、まずは小学校2年生での35人学級編製の確

実な実施、それと、加配定数をきちっと維持していただく、このことについて、国に対して強く要望を今いたしておるところでございます。

また、今、県のほうでは、学力の確かな定着、それから向上を図るということで、国の制度とは別に県単でも非常勤の講師を配置いたしております。学力向上の取組につきましては現在、三重県教育改革推進会議の中でいろいろ議論をいただいておりますけれども、そこでの議論を踏まえ、これまで配置をしてきております非常勤講師の一定数を、全国学力・学習状況調査を実施、活用した取組を実践いたします小・中学校に配置することを検討いたしております。

全国学力・学習状況調査につきましては、教科に関する調査、それから、日常生活における学習習慣、生活習慣等を把握する調査とがございまして、子どもたちの学力や学習状況等を総合的に把握できるものでございます。この調査を実施し、その結果を分析した上で指導方法などの改善などに生かしていくことは、単に正答率を上げるだけでなく、子どもたちが基礎的な、基本的な知識、技能、それと、思考力、判断力、表現力等を身につけていくためにも大変効果的なものというふうに考えております。

こうしたことから、全国学力・学習状況調査の活用を通じて得られた課題に対しきめ細かな指導ができるよう、効果的な非常勤講師の配置を考えているところでございます。

今後とも、国の動向も見きわめながら市町教育委員会とも連携をいたしまして、少人数学級をはじめとする少人数教育の推進に向け、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3番（藤根正典） 少人数教育推進のための定数についてですが、定数確保の取組を強力に推し進めていただきたいと思いますのでお願いいたします。

また、学力調査にかかわってですが、学力低下が課題だと言われています。その解決に向けては、当然ですが、どこに原因があるのか冷静に探ることが

大切です。その一つ的手段として学力調査があるわけなんですけれども、私はテストの数値で見ることができる学力も当然大切な力だと考えていますし、点数は低いより高いほうがいいというふうには思っております。ただ、危惧するのは、学力調査が、学力状況を把握する、分析する、あるいは教育施策の成果と課題を検証し改善を図る、そのための手段ですので、その手段がいつの間にか学力調査でいい点数をとるための目的になってしまっただけでは意味がないと、そのための教員配置については本来の学力向上の意味からずれてしまうのではないかなというふうに危惧しております。

県民の皆さんとともに協力、協働しながらつくっていくことを目指す協創という言葉は大変いい意味だというふうに思っておりますが、争い競い合うという意味の競争と響きが同じですので、そこが少し気になりまして、協力、協働で進める学力向上協創プログラムが点数を競い合う競争プログラムにならないようにしていただきたいと思っております。

時間が参りました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

最初に、水谷隆議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 小林正人議員。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） お疲れのところ大変申しわけございません。自民みらいの鈴鹿市選出、小林正人でございます。

午前中の水谷隆議員の障がい者支援についての関連質問をさせていただきたいと思います。

本来、地域の中で自立、一般企業での就労というのが一番好まれる姿だと思いますけれども、現実問題としてなかなか難しい状態にあるのではなからうかなと、このように思います。一たんは働くことができてもなかなか継続ができない、その理由は幾つかあるかと思っておりますけれども、受け入れていただいた企業の努力、管理やサポートといった、負荷と言う言葉は悪いかも

わかりませんが、そういったことがかかる、それと、また、本人の就労意欲、これが継続できないというのが問題であるというふうにも聞いております。現に三重県の状況を見てみましても、水谷議員のほうからも御説明がありました障がい者雇用法定雇用率、中小企業1.8%、現状では三重県では1.51%と全国最下位となっております。

このようなことから、一般的には企業での就労が望ましいですけれども、言葉にするとちょっと申しわけないかもわかりませんが、受け皿として、障がい者就労施設あるいは授産施設等の整備や重要性ということも改めて今後考えていかなければならないかなという思いになっております。

また、こういった施設で働いておられる方々の平均収入でございますけれども、全国平均で月額約1万3000円程度、この三重県も地域によって格差はありますけれども大体ほぼ同様の数値という結果が出てきております。国においてもこういった現状から工賃倍増計画を実施してこられましたけれども、今年が5カ年計画の最終年度というふうに聞いております。また、実績としましても、大体1万3000円から200円ないし300円増加したという程度というふうに聞いております。

また、この計画終了後、国のほうから、今度は名称が若干変わりました工賃向上計画というものに取り組んでいただけるらしいんですけれども、その効果というのも今の段階では少し、ちょっと疑問があるのかなというふうに感じるところでございます。

そこで、お伺いしたいんですが、障がい者の就労促進と所得の向上を目的とするハート購入法、障がい者施設の製品やサービスを優先的に購入、あるいは委託事業の優先発注です。この法案は非常に有効であると思いますが、県のハート購入法に対する考え、また、来年度というふうに聞いておりますけれども、もし策定、施行された場合、三重県におかれては率先して取り組まれる意思があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

そして、もう一つ、現在の県の障がい者就労施設への発注等のあり方でございますけれども、優先的に、あるいは随意契約としては10万円以下のもの

に限られており、それ以上のものになりますと一般競争入札になります。そうなると当然、就労支援施設というのは企業ではありませんので、競争力が弱く、受注が非常に難しく、これらのことに関し、今後県として全庁的に、今は各部局単位で取り扱っていただいておりますけれども、全庁的に取り組まれる考えがあるのか、あるいは、この10万円という金額、上限、これを再設定していただける考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

生活・文化部長（北岡寛之） まず、2点ということで、ハート購入法の関係でございますけれども、現在、御指摘のとおり国会で審議中だというふうに承知しております、議員がおっしゃったように、これが成立しますと地方公共団体は、障がい者就労施設からの物品等の調達について、毎年度推進を図るための方針を策定して公表する必要があると、そういうふうに聞いております。したがって、私どもとしましても審議の推移を注視していくとともに、法案成立後は事務に遺漏がないように適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、もう1点ですが、現在、県は平成16年から、障がい者の雇用促進企業等からの物品調達優遇制度というのを実施しています。これについてはすべての部局が制度を活用して、県全体で3000万円を超える発注を行っておりますけれども、その発注方法、現在のところ、今後ともこの制度につきましては中小企業等が障がい者雇用を進める上で有効なインセンティブになると考えておりますので、今後とも広くPRして有効な活用を図っていただきたいというふうに考えておりますけれども、御指摘のような制度の見直しとか、そういったことも含めて、今後また検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

2点目のことに関しましては、本当に前向きに取り組んでいただきたいと

思います。

それで、1点目のハート購入法なんですけれども、今現在、対象となる施設というのが、御存じだと思いますけれども、授産施設、それから福祉工場、地域活動支援センター、これが約5000カ所ございます。それから、重度障がい者を多数雇用している民間企業も対象となります。それを全部合わせて、そこで働かれておられる方々が約20万人おられます。こういった方たちのためにもぜひ、このハート購入法、もし法案が通れば県としても全面的に推進していただきたいと、このように思っておりますのでございます。そうなりますと当然、工賃倍増、そういったことにも実現可能な政策になってくると思いますし、障がい者の自立、あるいは生きていく上での保障、そういうことも考えて取り組んでいただければなど、このように思いますのでよろしく願いいたします。

まだ、時間、2分ありますけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 次に、藤根正典議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） 議長の許可をいただきました。藤根正典議員の一般質問につきまして関連質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

南部地域活性化プログラムと東紀州地域の振興についての関連質問でございます。

まず、私、先日の全員協議会でお示しをいただいた機構改革と、あるいは県南部についての御説明をいただいて大変心配をしておる立場から質問をさせていただきたいというふうに思うんです。

まずは、東紀州対策局の果たしてきた役割ということを藤根議員が質問されていましたが、東紀州対策局のできた経緯を、私ども、6カ月前に当選をした者でございますので、改めて経緯について御説明をいただければありが

たいというふうに思います。

知事（鈴木英敬） 東紀州対策局の設置の経緯でありますけれども、平成16年11月18日、東紀州地域経営創造会議から提出された東紀州地域経営を創造するための知事への提言に、東紀州対策局（仮称）の設置がありました。また、平成17年度には県議会に東紀州地域経営調査特別委員会が設置され、同委員会から、東紀州振興局（仮称）の設置を盛り込んだ、平成18年度県本庁組織再編に関する提言が知事に対してありました。この提言を踏まえて、平成18年4月に東紀州地域の自立に向けた取組への支援と県が行うべき活性化対策を総合的かつ重点的に推進する政策部内の組織として東紀州対策局を設置したものと理解しております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） ありがとうございます。

これは、平成16年に議会からの要請があって、東紀州地域を特別として、総力を挙げて横断的に取り組む施策を平成18年に設置したということであり、今、ちょうど6年がたったというふうに理解をするんですが、私は、東紀州対策局が果たしてきた役割というものは、物すごい敬意を表する一定の評価も十分あるわけですが、まだ道半ばであるというふうに思うところがあるんです。

今回、災害ということもあったわけですが、観光と産業振興という部分で、私はやっと緒についたところ。ビジョンがあってランドデザインがあって取り組んでこられた対策局の、今、また6年たって、そのときの経営創造会議の中の各議員の発言の中身を見ても、大体10年ぐらいを目途としてやって自立をさせていこうということの発言が多々ございます。

つまり、端的に申し上げますと、今回、鈴木知事が当選をされて、南部地域のことをすごく思っている、その思いの中で東紀州という言葉から南部地域というふうに置きかわったにせよ、私はちょっと、その部分のこれまでの歴史と、6年間の歴史であるわけですけど、その前に10年ほど前から東紀州については特別な会議であるとかいろんな協議会があるわけで、

その辺のところを知事はどのようにとらえていらっしゃるか、ちょっとその辺の答弁をいただきたいと思います。

知事（鈴木英敬） 東紀州対策局のこれまでの果たしてきた役割は、先ほど小林局長からも御説明しましたとおり、私自身も一定の役割を果たしていると思いますし、その思いというのがまだ完成したわけではないと、道半ばであるということは、私も議員と同じ評価であります。

また、あわせて、先ほど私自身が御説明申し上げましたとおり、この経緯、これは非常に重く受けとめるべきというものと考えております。

〔 9 番 東 豊 議員 登壇 〕

9番（東 豊） ありがとうございます。

歴史については重く受けとめているということと、それから、道半ばであると、東紀州対策については道半ばであるということをはっきり明言をしていただいたのでありがとうございます。

2番目なのですが、今回新たに南部地域という言葉が選挙期間中も聞かされたわけですが、イメージとして南部地域ってどの辺を指すのかなというふうに思って、我々が、住んでいる地域の者にとったら東紀州地域を指すんじゃないかなと薄々は思っていたんですが、実はそうではないと。5市町が13市町になったという、かなり広い面積になったということでちょっと驚いているんです。

そういったことを踏まえて、南部地域というくくりの、この前全員協議会でも我々の会派の奥野議員が申し上げたんですが、くくり、要素、市町の生い立ちとかも含めて、現状を含めて南部地域の特性をどうとらえていらっしゃるのか、それから、東紀州地域はある程度ランドデザインがあって、それから施策も進めてきているわけですが、そこいらの南部地域と東紀州地域の違いがあると思うんですが、その辺の認識はどのようにとらえていらっしゃいますか。

知事（鈴木英敬） 今回のプログラムの中で13市町といたしましたのは、先般も御説明いたしましたとおり、財政力指数が0.56以下、これは過疎指定の

基準と同じ、それから、生産年齢人口の、この20年間の人口減少率が10%以上というようなことに加えて、その地域のまとまり、いろんな取組を市町単独でやるんじゃなくて一つのまとまりとしてやっていただくということも想定しながら総合的に考えて13市町を指定しました。この13市町は東紀州も含めて、人口の社会的な流出、あるいは高齢化、そういうものの共通的な課題を抱えているというふうに思います。

一方で、先ほど来私が申し上げているとおり、東紀州対策は一歩たりとも後退させるつもりはありませんので、東紀州についても、南部地域の中でも特に、産業の偏り、あるいは地理的な条件でほかの地域との連携がしにくい、あるいは交通インフラ等の整備の遅れ、あるいは今回の災害における大きなダメージ、そういうものがあるので、とりわけ力を込めて振興をしていかなければならないという思いには変わりはありません。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） ありがとうございます。

広くなったけど思いは変わらない、それ以上にやると。しかし、こちらが理解をする、この前の説明を受けたほうからすると、広く薄くというのは否めないですね。しかも、それは今までの東紀州地域に住んでいる人たちもそのとおりでして、いや、鈴木知事、やっぱり思いはあるけど現実的にはちょっと薄くなったよというふうに思われるのは、私は非常に心配するところなんです。

ですので、その辺はもう一度検討いただきたいというふうに思いますし、時間がないので、例えば南部というふうに今回発表された地域からすると、財政力だけ見ると0.7以上のところが含まれていたりするわけですね。自主財源、財政力が多いということは施策がおのずと変わってきて、財政力が低い、あるいは南部地域になると本当に0.2とかいうふうになってきて、本当に施策が違うんです。ですので、その辺も一緒にやる、例えば熊野古道のラインからすると一緒にやったほうが、連携をするということは非常にいいと思うんですが、こういった形で東紀州対策局というものを南部地域活性

化局と置きかえるのはちょっと早急過ぎるんじゃないかなと、少し時期を見られたほうがいいんじゃないかなという質問なんです。いかがでしょうか。

知事（鈴木英敬） 先ほど来申し上げさせていただいておりますとおり、東紀州対策の重要性、そこを強力に引き続き進めていくという思いは一切変わりません。ですので、組織の名前が東紀州対策局から南部地域活性化局になっていることをもって東紀州への対策が弱まるということは一切ありませんし、先ほど議員の御質問の中に薄く広くということがありましたが、すべての13市町に同じく、先ほど藤根議員の質問にも答えましたが、薄く広く一律にというようなことは考えておりませんので、その地域の課題、特色を踏まえた対応をしていくつもりでありますので、その御懸念には当たらないというふうに思いますが、議員御指摘のとおり不安を持っておられる方々がおるならば、それはしっかりとした説明を尽くすことによって御理解いただきたいと思えます。

〔 9 番 東 豊 議員 登壇 〕

9番（東 豊） 5秒だけお願いします。薄く広くという話にはなるんですが、東紀州はつまりグランドデザインができていて、ある程度緒についているわけですが、対象地域が広がるということは、先ほど知事が答弁いただきましたが、市町がアイデアを出してきなさいと、それで県が応援するというスタンスは、私は実はそうではないと思うんです。鈴木知事になられたので、具体的なアイデアも含めて提案をされて取り込まれるほうが良いと御提言申し上げて私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

副議長（中村進一） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時24分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第 2、議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第47号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案外 3 件につきましては、昨日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号の 4 件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明30日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明30日は休会とすることに決定いたしました。

12月1日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時27分散会